

いま、あたらしいことを。
いつか、あたりまえになることへ。



SWCC GROUP **SWCC株式会社**

第130期定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2026年6月25日（木曜日）
午前10時（開場 9時30分）

開催場所

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地
川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

議案

第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）
4名選任の件
第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件
第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

（証券コード：5805）

時代は、変化でできている。

私たちが、変化をしないわけにはいかない。

インフラだけじゃない。電線だけでもない。

つないでいるのは、昨日や、今日や、明日のこと。

この先も、人が和やかに生きるために。

いつかの、愛すべきあたりまえのために。

人を想う品質と信頼で、応えていく。

だから、情熱と輝きをたやさない。挑戦をやめない。

いま、あたらしいことを。

いつか、あたりまえになることへ。



株主の皆様へ

平素よりSWCCグループの経営に温かいご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。また、90周年という節目にあたり、これまでの皆様のご支援に深く感謝をいたします。当社は、新たな中期経営計画の始動をもって新しい時代に入ります。取締役会は、資本効率、リスク管理、内部統制の実効性を重視したガバナンスの強化を通じて、中長期的な企業価値の向上を監督してまいります。今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役会長・取締役会議長
長谷川 隆代

株主の皆様には、永きにわたりSWCCグループへのご理解とご支援を賜り、誠にありがとうございます。当社は創立90周年を迎える本年度、新たな中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」を始動いたしました。これまで培ってきたROI C経営をさらに深化させ、キャッシュ・フローの最大化を通じて、持続的な成長と株主価値の向上に取り組んでまいります。「グローバルに挑戦を続ける100年企業」の実現に向け、SWCCグループの未来成長を切り拓いてまいりますので、今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役 CEO 社長執行役員
小又 哲夫



株主各位

証券コード 5805
2026年6月4日

川崎市川崎区日進町1番14号

SWCC株式会社

代表取締役
CEO 社長執行役員 **小又 哲夫**

第130期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第130期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第130期定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.swcc.co.jp/jpn/ir/stock/meeting.html>



【定時株主総会招集ご通知 掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/5805/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



（東証ウェブサイトにアクセスしていただく場合は、「銘柄名（会社名）」に「SWCC」（全角）を、あるいは「コード」に当社証券コード「5805」（半角）を入力・検索の上、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択いただき、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット等または書面（郵送）により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討の上、**2026年6月24日（水曜日）午後5時**までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具



▶ インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等による議決権行使に際しましては、後記の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。



▶ 書面（郵送）による議決権行使の場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

記

1 日 時	2026年6月25日(木曜日) 午前10時(開場9時30分)
2 場 所	<p>神奈川県川崎市川崎区日進町1番地 川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間 (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)</p>
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第130期(自2025年4月1日至2026年3月31日) 事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第130期(自2025年4月1日至2026年3月31日) 計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件 第4号議案 監査等委員である取締役2名選任の件 第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。 インターネット等と書面(郵送)により重複して議決権を行使された場合は、到着日時を問わず、インターネット等による議決権行使を有効なものとしてお取り扱いいたします。

- 株主総会へご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 本株主総会では、インターネットによるライブ配信は予定しておりません。
- 当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記の電子提供措置をとっている各ウェブサイトにてその旨、修正前の事項および修正後の事項を掲載させていただきます。
- 書面交付請求をいただいた株主様には、電子提供措置事項を記載した書面をあわせてお送りいたしますが、「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」につきましては、法令および当社定款第18条の規定に基づき、当該書面には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、当該書面記載のもののほか、この「連結計算書類の連結注記表」および「計算書類の個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

以上

SWCCグループの経営方針

(1) 中期経営計画2030と2036年のありたい姿

SWCCグループが2036年に迎える100年企業としてのありたい姿は、「エネルギーとデジタルの未来を創るグローバル・ソリューションカンパニー」です。そのマイルストーンを2030年とする、新たな中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」が2026年度スタートしました。2030年度に向けた目標を、営業利益400億円以上、営業利益率12%以上、ROIC15%以上として、大きな飛躍を目指し果敢に挑戦します。これまでのROIC経営をさらに高度化し、事業領域をグローバルに広げることで、新たな成長ステージへの変革を推し進めてまいります。

SWCCグループは、中期経営計画2030をマイルストーンに、2036年のありたい姿“グローバルに挑戦を続ける100年企業”に向けて「変革」と「成長」を続けていきます。

SWCC VISION 2036

エネルギーとデジタルの未来を創るグローバル・ソリューションカンパニーへ
グローバルに挑戦を続ける100年企業へ

中期経営計画 Transformation for Growth SWCC 2030

FY2026

90th

戦略Ⅰ 成長領域への
ビジネスシフト

戦略Ⅱ グローバル事業
の強化

営業利益 400億円以上
営業利益率 12%以上
ROIC 15%以上
営業CF※ 1,500億円以上
※5年累計

営業利益 800億円以上
営業利益率 15%以上
ROIC 18%以上
FY2036
100th

SWCCグループはこれまで、ROICを経営の軸とした事業ポートフォリオ改革による果敢な構造改革を実行してきたことで、財務体質と稼ぐ力を大幅に強化してまいりました。特に、政策保有株式や不動産の売却等による投下資本の圧縮と高付加価値製品の拡大や不採算製品の撤退等による収益力の強化を推し進めてまいりました。

2026年度を初年度とする新たな中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」では、これまでの構造改革における「ROIC経営1.0」から、構造改革に加え成長投資による事業成長を生み出す「ROIC経営2.0」へと高度化し、キャッシュ・フローの最大化を実現します。これにより、成長投資と株主還元の両立を推し進め、TSR（株主総利回り）のさらなる拡大により、企業価値ならびに株主価値の向上を目指してまいります。

主な財務数値目標は以下のとおりです。

中期経営計画2030 財務数値目標

		FY2024 (実績)	FY2025 (計画)	FY2030 (中計目標)
収益性	営業利益	209億円	260億円	400億円以上※ ※インオーガニック成長除く
効率性	ROE	14.3%	14%以上見込	20%以上
	ROIC	11.9%	12.3%	15%以上
株主還元	配当金 (連結配当性向/DOE)	136円 (35%/5%)	200円 (37%/6.3%)	380円以上 (40%以上/5%以上)
安定性	DEレシオ	65.4%	30~50%見込	40~60%
	純資産	856億円	1,006億円※ ※Q3実績	1,500億円以上
	外部格付	A-	A-	A

(2) 2026年度のSWCCグループ経営方針

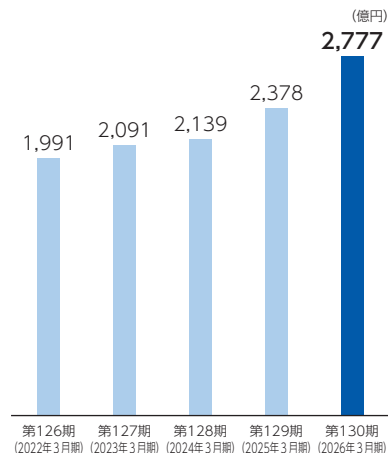
2026年度におきましても、先行き不透明な国際情勢を背景とした事業環境への影響は免れない状況が見込まれます。SWCCパーパスを道しるべに、「エネルギーとデジタルの未来を創るグローバル・ソリューションカンパニー」を目指し、多様性に富んだ従業員のエンゲージメント向上に取り組みながら、中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」の達成に向けた事業成長を着実に推進してまいります。併せて、市場や経営環境の変化に応じて柔軟かつ迅速な意思決定と施策を実行することで、厳しい経営環境下においても経営体質の一層の強化と資本効率の向上を図り、持続的に成長する高収益企業を目指してまいります。

こうした考えのもと、2026年度のSWCCグループの経営方針を以下のとおり定めております。

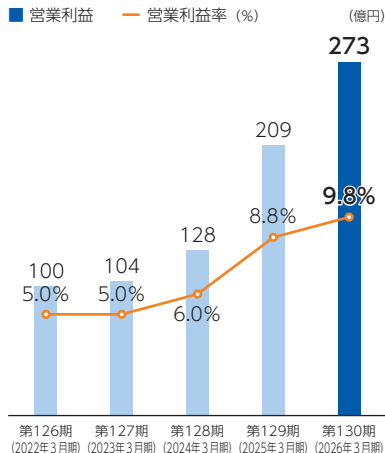
1. 「Transformation for Growth」 持続可能な成長への変革
今の枠を超える果敢な変革。事業領域を広げ、未来成長への挑戦
2. これまでの構造改革に加え、成長を加速させるROIC経営2.0への深化
3. 安全・快適な職場づくりとDX戦略による、労働生産性の向上
4. ゼロ災への強いこだわり「ご安全に!」、信頼に応える「品質遵守」
5. VQ (Value Quest) 精神による、新たな価値創造の探求

財務ハイライト

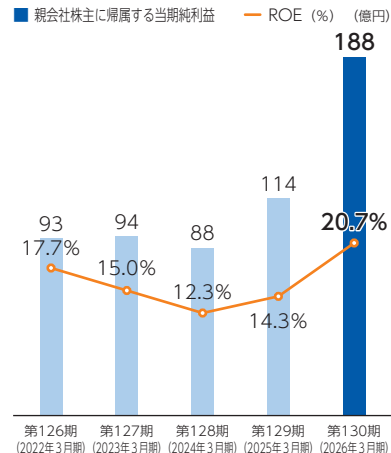
売上高



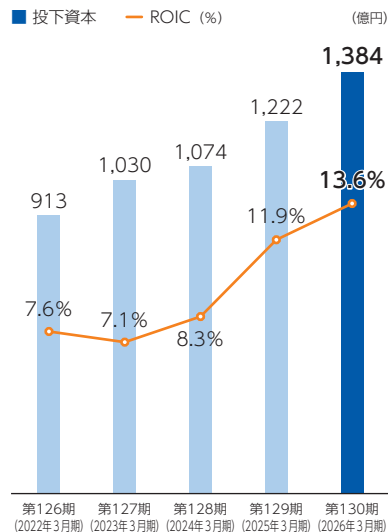
営業利益／営業利益率



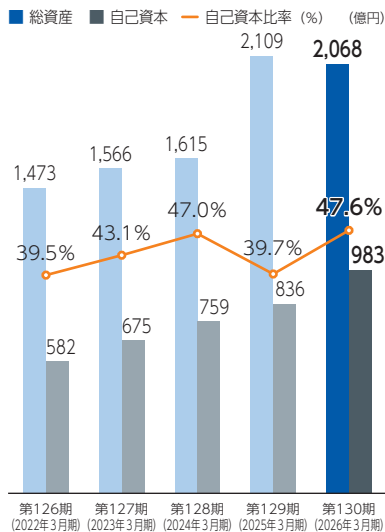
親会社株主に帰属する当期純利益／ROE



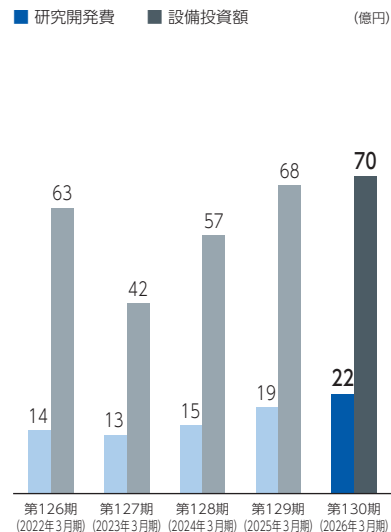
投下資本／ROIC



総資産／自己資本／自己資本比率



研究開発費／設備投資額



(注) 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度における各数値については、確定後の数値を反映しております。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2026年6月25日(木曜日)
午前10時00分



インターネット等で議決権を行使する方法

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時00分入力完了分まで



書面(郵送)で議決権を行使する方法

議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2026年6月24日(水曜日)
午後5時00分到着分まで



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股

〇〇〇〇 御中

××××年 ×月××日

1.				
2.				
3.				
4.				

株主総会ポータルサイト
ログイン用QRコード
ID・パスワードは不要

同封紙
見本

〇〇〇〇〇〇

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2・5号議案

- 賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 > 「否」の欄に○印

第3・4号議案

- 全員賛成の場合 > 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 > 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を > 「賛」の欄に○印をし、反対する
反対する場合 候補者の番号をご記入ください。

インターネット等および書面(郵送)の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット行使期限
2026年6月24日（水）午後5時

スマートフォン等による議決権行使方法

① 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ります。



※QRコードは（株）デンソーウェブの登録商標です。

② 株主総会ポータル®トップ画面から「議決権行使へ」ボタンをタップします。



③ スマート行使®トップ画面が表示されます。以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



PC等による議決権行使方法

以下のURLより議決権行使書用紙に記載のログインID・パスワードをご入力の上アクセスしてください。ログイン以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主総会ポータルURL ▶ <https://www.soukai-portal.net>

議決権行使ウェブサイトも引き続きご利用いただけます。 ▶ <https://www.web54.net>

ご注意事項

- 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります。
- インターネットと書面により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。また、インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

お問い合わせ

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート
専用ダイヤル

0120-652-031

（受付時間 午前9時～午後9時）



ぜひQ&Aも
ご確認ください。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社の利益配分につきましては、収益状況のみならず、SWCCグループの成長に向けた各種の投資等、今後の事業戦略および事業展開も勘案した資本政策に基づき、株主の皆様への安定継続した配当を行うことを基本方針としております。

この方針に鑑み、第130期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金133円といたしたいと存じます。

この場合の配当総額は3,952,717,839円となります。

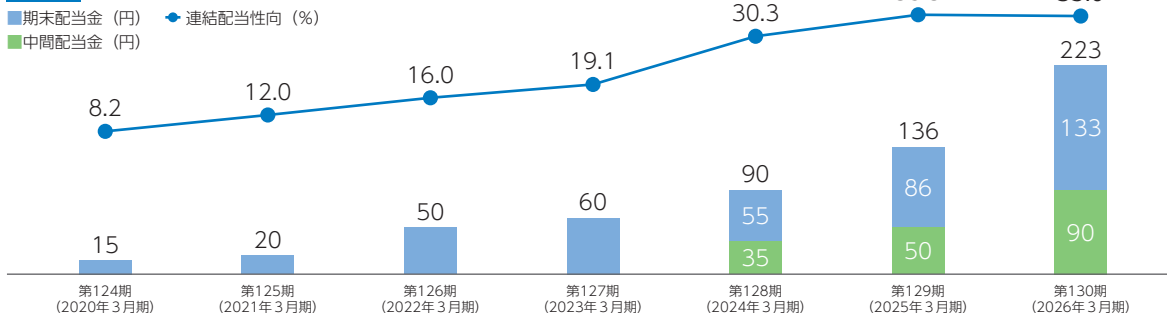
なお、中間配当金として1株につき金90円をお支払いしておりますので、

当期の年間配当金は1株につき金223円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日といたしたいと存じます。

ご参考 1株当たり配当金/連結配当性向



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

取締役の員数を現況に合わせるとともに、事業環境の変化に機動的に対応し、迅速かつ的確な意思決定を行うため、現行定款第19条（員数および選任方法）に定める取締役（監査等委員であるものを除く。）の員数の上限を、10名以内から6名以内に減員するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役、取締役会および執行役員 （員数および選任方法） 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>10</u> 名以内とする。 2～5 （条文省略）	第4章 取締役、取締役会および執行役員 （員数および選任方法） 第19条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、 <u>6</u> 名以内とする。 2～5 （現行どおり）

第3号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）4名全員の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。なお、監査等委員会において検討がなされましたが、陳述すべき意見はない旨の確認を得ております。

候補者 番号	氏名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	はせがわ たかよ 長谷川 隆代	女性 (満66歳)	代表取締役会長・取締役会議長	再任
2	こまた てつお 小又 哲夫	男性 (満60歳)	代表取締役 CEO 社長執行役員	再任
3	さかくら ゆうじ 坂倉 裕司	男性 (満75歳)	社外取締役監査等委員（独立役員）	新任 社外 独立
4	ないとう こうじ 内藤 宏治	男性 (満63歳)	社外取締役（独立役員）	再任 社外 独立

候補者番号

1

は せ が わ た か よ
長谷川 隆代

再任

(1959年10月15日生) 満66歳



- ▶ 所有する当社の株式数 24,440株
- ▶ 取締役会出席状況 (当事業年度) 16/16回
- ▶ 取締役在任年数 (本総会最終時) 13年

略歴、当社における地位および担当

1984年 4月	当社入社	2013年 6月	当社取締役 技術企画室長
2005年 6月	当社技術開発センター次長兼 超電導プロジェクト長	2017年 4月	当社取締役
2006年 4月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 取締役 技術開発センター長	2018年 6月	当社取締役社長
2008年 4月	同社取締役 技術開発センター長 当社企画本部経営企画部商品企画グループ長	2019年 4月	当社代表取締役社長 グループCEO
2009年 6月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社経営企画部商品企画グループ長	2020年 4月	当社代表取締役社長 取締役会議長 グループCEO
2010年 4月	同社常務取締役 技術開発センター長 当社執行役員 技術企画室長	2022年 6月	HOYA株式会社 社外取締役 (現任)
		2024年 4月	当社代表取締役 取締役会議長 CEO 社長執行役員
		2025年 4月	当社代表取締役会長 取締役会議長 (現任)
		2026年 3月	株式会社荏原製作所 社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

HOYA株式会社 社外取締役
株式会社荏原製作所 社外取締役

取締役候補者とした理由

経営者としての豊富なビジネス経験と実績および見識を有しており、当社の企業価値を大きく向上させています。SWCCグループの持続的成長と企業価値向上のためには、これらの経験と知見が不可欠であると判断し、引き続き取締役候補者としたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役、取締役会議長に再選される予定となっております。

候補者からのメッセージ

会長、取締役会議長として取締役会をまとめ、中期経営計画の達成に取り組む執行側の妥当性の検証やリスク管理だけでなく、成長のための後押しとなるような良いガバナンスを作り、SWCCグループの持続的な成長に貢献してまいります。

- (注) 1. 長谷川隆代氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。長谷川隆代氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

こまた
小又

てつお
哲夫

再任

(1965年11月19日生) 満60歳



- ▶ 所有する当社の株式数 8,556株
- ▶ 取締役会出席状況(当事業年度) 16/16回
- ▶ 取締役在任年数(本総会終結時) 2年

略歴、当社における地位および担当

1989年 4月	当社入社	2017年10月	同社経営戦略室長
2001年 6月	杭州富通昭和光通信配件有限公司総経理(出向)	2018年 7月	当社執行役員 事業戦略本部経営企画部長 兼 昭和電線ケーブルシステム株式会社 経営企画部長
2006年 4月	昭和電線デバイステクノロジー株式会社 光デバイスユニット製造部長	2021年 4月	当社常務執行役員 経営戦略企画部長
2007年 4月	同社インターコネクション事業部製造部長	2023年 4月	当社常務執行役員 戦略本部長
2011年 6月	昭和電線ケーブルシステム株式会社 通信システムユニットインターコネクション部長	2024年 4月	当社COO 副社長執行役員
2011年10月	同社通信システムユニット生産管理部長	2024年 6月	当社代表取締役 COO 副社長執行役員
		2025年 4月	当社代表取締役 CEO 社長執行役員 (現任)

取締役候補者とした理由

経営全般における豊富な経験と実績を有しており、中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」の実現に向けた施策を展開しグローバル経営を推進しております。今後もこれらの経験と知見を活かし、SWCCグループの企業価値向上に寄与することができるかと判断し、引き続き取締役候補者としていたしました。なお、取締役に就任後は代表取締役に再選される予定となっております。

候補者からのメッセージ

CEO 社長執行役員としての2年目を迎え、新たに始動した中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」の実行を主導してまいります。構造改革と成長投資を通して、持続的な成長への変革による企業価値の向上に取り組んでまいります。

- (注) 1. 小又哲夫氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。小又哲夫氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

3

さ か くら
坂倉

ゆう じ
裕司

新任 社外 独立

(1951年5月3日生) 満75歳



▶ 所有する当社の株式数	900株
▶ 取締役会出席状況(当事業年度)	16/16回
▶ 監査等委員会出席状況(当事業年度)	14/14回
▶ 取締役在任年数(本総会終結時)	6年

略歴、当社における地位および担当

1974年4月	日商岩井株式会社 (現双日株式会社)入社	2019年4月	同社取締役監査等委員
1998年4月	同社市場金融部長	2019年6月	公益財団法人在宅医療助成勇美記念財団監事
1999年6月	日商岩井証券株式会社代表取締役社長	2019年12月	株式会社湘南ゼミナール社外監査役
2006年5月	GCA株式会社取締役チーフ・ファイナンシャル・オフィサー	2020年6月	当社社外取締役監査等委員(現任)
2011年5月	リレーションズJAPAN株式会社代表取締役(現任)	2025年6月	PCIホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員(現任)
2016年6月	株式会社UKCホールディングス (現株式会社レスターホールディングス) 社外監査役		

重要な兼職の状況

PCIホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

総合商社の財務関連業務執行者、証券会社の経営者、さらにM&Aアドバイザーファームの最高財務責任者としての実績と経験から、企業経営に関する多角的で幅広い知見を有しています。これらの経験および知見に基づき、今後も当社の持続的成長と企業価値向上に寄与していただけると判断したことから、社外取締役候補者としたしました。なお、取締役に就任後は指名・報酬委員会委員長として当社の役員報酬や役員候補者の選定等に対し、引き続き関与いただく予定となっております。

候補者からのメッセージ

世界の経済情勢が混沌とする中、SWCCは創業100周年に向け中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」を発表し、企業価値の更なる発展を目指しています。6年間の社外取締役監査等委員・指名報酬委員長としての経験と財務統括に係る知見を活かした適切な助言と監督に全力を尽くしてまいります。

- (注) 1. 坂倉裕司氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 坂倉裕司氏は新任の社外取締役候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役監査等委員であります。本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。同氏の社外取締役監査等委員としての在任年数(本総会終結時)は6年となります。
3. 坂倉裕司氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、坂倉裕司氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において坂倉裕司氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。坂倉裕司氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

4

ないとう
内藤

こうじ
宏治

再任

社外

独立

(1963年4月3日生) 満63歳



- ▶ 所有する当社の株式数 300株
- ▶ 取締役会出席状況 (当事業年度) 11/11回
- ▶ 取締役在任年数 (本総会最終時) 1年

略歴、当社における地位および担当

1986年4月	ウシオ電機株式会社入社	2019年6月	同社代表取締役社長 兼 執行役員社長
2014年10月	同社執行役員	2022年4月	同社代表取締役社長 兼 執行役員社長 CEO
2015年4月	同社上級執行役員 光源事業部長	2024年4月	同社取締役 シニア・アドバイザー
2016年4月	同社常務執行役員	2024年6月	同社シニア・アドバイザー
2019年4月	同社執行役員社長	2025年4月	同社特別顧問 (現任)
		2025年6月	グローリー株式会社 社外取締役 (現任) 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

グローリー株式会社 社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

上場会社の代表取締役を務めるなど、企業経営に関する幅広い経験と実績を有しております。その豊富な経験と経営に対する高い見識を活かし、経営に対する的確な助言と適切な監督を行っており、今後もSWCCグループの企業価値向上に寄与していただけると判断したことから、引き続き社外取締役候補者としていたしました。なお、取締役に就任後は指名・報酬委員会委員として当社の役員報酬や役員候補者の選定等に対し、引き続き関与いただく予定となっております。

候補者からのメッセージ

1年間当社の社外取締役を務め、取締役会において、社外目線を書きSWCCグループの重要経営課題に対して意見を申し上げてまいりました。引き続き、執行の創る価値を株主価値として最大化できるよう、務めてまいります。

- (注) 1. 内藤宏治氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 内藤宏治氏は、2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会の回数を記載しております。
3. 内藤宏治氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、内藤宏治氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において内藤宏治氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。内藤宏治氏が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査等委員である取締役2名選任の件

坂倉裕司氏と山口太氏2名の任期が本総会終結の時をもって満了いたします。

つきましては、監査等委員である取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。

本議案の候補者は次のとおりであります。

(注) 当社の取締役候補者の選定にあたっては、当社の「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」に基づき、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得た上で、取締役会で決議しております。

候補者 番号	氏名	性別 (年齢)	当社における現在の地位および担当	
1	にしむら 西村 美奈子	女性 (満66歳)	社外取締役(独立役員)	新任 社外 独立
2	やまぐち 山口 太	男性 (満64歳)	取締役常勤監査等委員	再任

候補者番号

1

にしむら
西村

みなこ
美奈子

新任 社外 独立

(1959年12月13日生) 満66歳



- ▶ 所有する当社の株式数 200株
- ▶ 取締役会出席状況 (当事業年度) 16/16回
- ▶ 取締役在任年数 (本総会最終時) 3年

■ 略歴、当社における地位および担当

- 1983年 4月 富士通株式会社入社
- 1986年 7月 富士通インターナショナルエンジニアリング株式会社
- 2006年 4月 富士通ネットワークソリューションズ株式会社 アプリケーションシステム統括部メディアソリューション部長
- 2007年 7月 同社 社内システム統括部情報システム部長
- 2018年12月 株式会社Next Story 代表取締役 (現任)
- 2023年 6月 当社社外取締役監査等委員
- 2025年 6月 当社社外取締役 (現任)

■ 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

人材育成・キャリア開発を中心とした人的資本経営に係る豊富な経験と、企業経営者としての高い見識を活かし、独立した立場から取締役の職務を適切に遂行しております。中立的・客観的な立場からの、当社事業への的確な提言および執行の監督が期待されることから、監査等委員である社外取締役候補者となりました。なお、取締役に就任後は指名・報酬委員会委員として当社の役員報酬や役員候補者の選定等に対し、引き続き関与いただく予定となっております。

■ 候補者からのメッセージ

中東情勢などの地政学リスク、慢性的な人手不足、そして加速度的な進化を遂げる生成AI。経営環境が激変する中、人的資本経営の深化やDX・AI活用を客観的視点から積極的な提言を行い、SWCCグループの持続的な企業価値向上に寄与することで、株主の皆様のご期待に応えるよう、力を尽くしてまいります。

- (注) 1. 西村美奈子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 西村美奈子氏は新任の社外取締役監査等委員候補者であります。同氏は、現在当社の社外取締役であります。本定時株主総会最終の時をもって任期満了となります。同氏の社外取締役としての在任年数(本総会最終時)は3年となります。
3. 西村美奈子氏は社外取締役候補者であります。なお、同氏は東京証券取引所の定める独立性基準および当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に照らし、独立性を有しております。また、当社は同氏を東京証券取引所所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は、西村美奈子氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において西村美奈子氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。西村美奈子氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

候補者番号

2

やまぐち

山口

ふとし

太

再任

(1962年4月2日生) 満64歳



▶ 所有する当社の株式数	9,800株
▶ 取締役会出席状況(当事業年度)	16/16回
▶ 監査等委員会出席状況(当事業年度)	14/14回
▶ 取締役就任年数(本総会終結時)	2年

略歴、当社における地位および担当

1988年11月	当社入社	2019年4月	当社取締役 常務執行役員 ファイナンス戦略本部長
2006年4月	当社経理統括部経理課長 兼 昭和電線ビジネスソリューション株式会社 経理部長	2019年7月	当社常務執行役員 CSR推進本部長
2014年6月	当社経理統括部長	2020年2月	当社常務執行役員 管理統括本部長
2015年6月	当社取締役 経理統括部長	2021年4月	当社常務執行役員 経営管理統括部長
2016年6月	当社取締役 経営企画部長 兼 昭和電線ビジネスソリューション株式会社 取締役社長	2022年4月	当社常務執行役員 シェアードサービス準備室長
		2023年4月	当社常務執行役員
		2024年4月	当社執行役員
		2024年6月	当社取締役常勤監査等委員(現任)

取締役候補者とした理由

経理財務部門を中心に豊富な経験と実績を有し、当社およびグループ会社の取締役として企業経営にも携わってまいりました。これらの経歴および見識に基づき、当社の経営課題に対する客観的視点からの提言および執行の監督をしていただくことで、当社およびグループ会社のコーポレート・ガバナンスの強化に寄与していただいていることから、引き続き監査等委員である取締役候補者いたしました。

候補者からのメッセージ

前回ご選任をいただいてからほぼ2年が経過し、時代の変化はますます激しくなっております。このような時代において、ガバナンスが果たす役割はその重要性を増しており、監査等委員の職務を通し、企業の持続的成長に貢献してまいります。

(注) 1. 山口太氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 当社は、山口太氏との間で当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、本議案において山口太氏の選任が承認された場合は、同氏との間で当該契約を継続する予定であります。

3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約によって填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。山口太氏が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

取締役会の構成、スキル・マトリックスおよびスキル項目の選定理由

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、SWCCグループの存在意義ならびに経営陣および従業員がともに歩んでいくための道しるべとなるSWCCパーパスに基づき、経営の迅速・効率化およびこれに伴うモニタリング機能の強化が企業における普遍的な課題であるとの認識のもと、取り組みを進めていくことにあります。かかる考え方に則り、当社は、取締役として、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材であること、また当社にとって重要と考える知識・知見を幅広くカバーするように、多様なバックグラウンドを持つメンバーで構成することを方針としております。

上記方針のもと、取締役会として、企業経営に関する経験に加え、社会課題解決への取り組みを一層推し進めるためにサステナビリティに関する知識・知見を必須として、営業、国際、経理財務および技術などの分野につき、それぞれ豊富な知識・知見および経験を有する者をバランスよく選任することとしております。

なお、取締役会に必要とされるスキルについては、今後も経営方針および経営戦略などの変更に応じて見直してまいります。






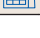
取締役会の構成、各取締役の有する知識・知見および経験を示したスキル・マトリックスならびにスキル項目の選定理由は以下のとおりとなります。

▶ 取締役会の構成（第3号議案および第4号議案承認可決後）

								
氏名	長谷川 隆代	小又 哲夫	坂倉 裕司	棕野 貴司	西村 美奈子	内藤 宏治	馬場 久美子	山口 太
代表取締役	●	●						
監査等委員				◎	●		●	●
指名・報酬委員			◎		●	●		
社外取締役			●	●	●	●	●	
独立役員			●	●	●	●	●	







◎…委員長

▶ 各取締役のスキル・マトリックス

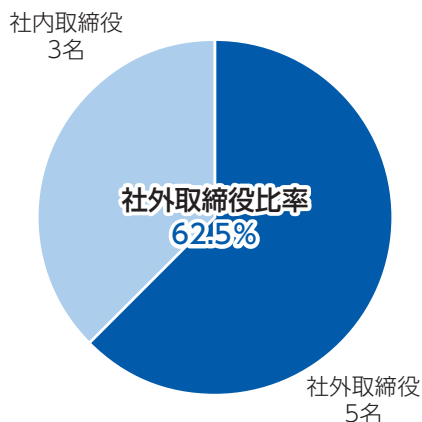
 必須スキル 企業経営	●	●	●	●	●	●	●	●
 サステナビリティ	●	●	●	●	●	●	●	●
 営業				●		●		
 国際		●	●	●		●	●	
 経理財務			●				●	●
 技術	●	●			●			

- (注) 1. 長谷川隆代氏および小又哲夫氏については、本株主総会終了後の取締役会の決議により、代表取締役に再選される予定となっております。
2. 棕野貴司氏の取締役在任年数（本総会終結時）は3年、馬場久美子氏の取締役在任年数（本総会終結時）は1年となります。

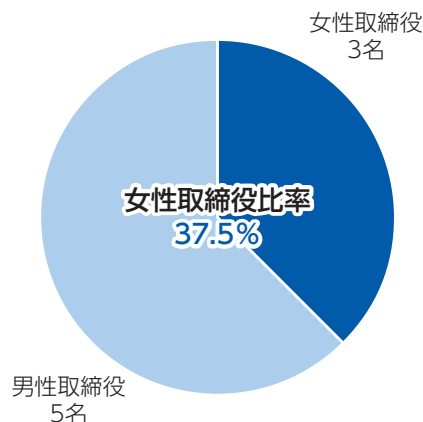
＞ スキル項目の選定理由

スキル項目	選定理由
 企業経営	中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」を実現するために、当社の企業価値を持続的に成長推進できる企業経営に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 サステナビリティ	SWCCパーパスに基づき、事業で培った技術と経験を活かして社会課題解決型ビジネスを推進し持続的な社会の実現と企業価値向上を目指すため、環境、社会およびガバナンスの強化等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 営業	付加価値の高い製品を提供するために市場におけるトレンド把握および分析ならびに営業戦略の策定に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 国際	海外事業を持続的に成長させるために、海外における事業マネジメント経験および海外の事業環境等に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 経理財務	持続的な企業価値向上に向けた成長投資の推進、またROI Cを重要な経営指標として資本効率を高める経営を推進するために、経理財務に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。
 技術	適切な品質を有する製品づくり、基礎研究を含めた広範囲にわたる研究開発、新規ビジネスモデルの創出やDX推進などのために、技術に関する確かな知識・経験を持つ取締役が必要である。

＞ 当社役員比率



独立性の確保



ダイバーシティ

取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入に伴う報酬改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、2019年6月26日開催の第123期定時株主総会において、年額3億円以内（うち社外取締役分年額30百万円以内。以下、「取締役報酬枠」という。）とご承認いただいております。また、2020年6月29日開催の第124期定時株主総会において、取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、取締役と株主の一層の価値共有を進めることを目的として、業績条件を付さない譲渡制限付株式報酬制度（以下、「非業績連動型株式報酬制度」という。）を導入し、上記取締役報酬枠の枠内で、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対して譲渡制限付株式を交付するため、年額80百万円以内（年100,000株以内）で金銭報酬を支給することにつきご承認をいただいております。

今般、当社の取締役の報酬制度に関する継続的な見直しの一環として、当社取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、非業績連動型株式報酬制度に加え、新たに業績連動型株式報酬制度（P S U（パフォーマンス・シェア・ユニット）制度。以下、「本制度」という。）を導入いたします。

本制度は、当社の取締役会においてあらかじめ設定した数値目標に対する達成率等（以下、「目標達成率等」という。）に連動し、対象取締役に対する交付株式数が決定されるものです。

上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額および株式数として、対象取締役に対し本制度に基づき株式交付のために支給する金銭報酬債権の総額は、従前の取締役金銭報酬枠とは別枠として年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とし、発行または処分される当社の普通株式の総数は非業績連動型株式報酬制度に係る上限株式数とは別枠として年10,000株以内（ただし、本議案の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて譲渡制限付株式報酬として発行または処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とすることにつき、ご承認をお願いするものであります。

本制度の対象となる取締役は現在2名であり、第3号議案が原案のとおり承認されますと、本制度の対象となる取締役は引き続き2名となります。

本制度は上記目的により行うものであること、また、当社の取締役の報酬等の内容に係る決定方針に即するものであり、その内容は相当であることから、本制度の導入につき、ご承認をお願いするものであります。

なお、本制度の概要は次頁のとおりです。

1. 本制度の概要

本制度は、原則として、連続した3事業年度を評価期間として、当社の目標達成率等(※)に応じた数の当社の普通株式を発行または処分するための金銭報酬債権を支給します。対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行または処分を受けます。

ただし、当該金銭報酬債権の支給および当社の普通株式の発行または処分の前に、対象取締役が法令違反行為を行った場合その他当社の取締役会の定める一定の事由が生じた事実が判明した場合、当社は、当該対象取締役に對して、当該支給等を行わないものとします。

(※) 2027年3月に終了する事業年度から2029年3月に終了する事業年度に係る目標達成率等の評価指標は、T S R (株主総利回り) 評価とします。

2. 本制度における金銭報酬債権の額

(1) 支給する金銭報酬債権の額の算定方法

各対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の額は、本制度に基づき各対象取締役に対して最終的に交付する株式数(以下、「最終交付株式数」という。)に、交付に係る取締役会開催の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値(同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値。以下、「交付時株価」という。)を乗じることにより算出するものとします。

$$\text{金銭報酬債権の額} = \text{最終交付株式数(下記(2))} \times \text{交付時株価}$$

(2) 最終交付株式数の算定方法

最終交付株式数は、あらかじめ役職ごとに定められたポイント数(支給率が100%の場合に交付するポイント数とする。以下、「基準ポイント数」という。)に評価に応じて算出される支給率を乗じることにより算定します。

$$\text{最終交付株式数} = \text{①基準ポイント数} \times \text{②支給率}$$

① 基準ポイント数(※)

基準ポイント数は以下の算定式により算定いたします。

$$\text{基準ポイント数} = (\text{ア}) \text{ P S U 報酬基準額} \div (\text{イ}) \text{ 基準株価}$$

(※) 基準ポイント数の算出に際して、計算の結果、1未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

(ア) P S U 報酬基準額 (1事業年度あたり)

P S U 報酬基準額は、評価期間ごとに取締役会において定めるものとする。

(イ) 基準株価

評価期間開始日の属する月の前月における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の単純平均(小数点以下四捨五入)とする。

② 支給率

評価期間中の目標達成率等に応じて、0%~200%の範囲で変動します。

(3) 譲渡制限付株式割当契約の締結および内容

当社および対象取締役は、新株式の発行または自己株式の処分に係る払込期日までに、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結するものとします。

ただし、新株式の発行または自己株式の処分に係る決議を行う取締役会開催日において、対象取締役が任期満了等の当社の取締役会が正当と認める理由により当社役職員のいずれの地位も有しない場合には譲渡制限を付さないものとします。

① 譲渡制限期間

対象取締役は、割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下、「本株式」という。）の払込期日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、本株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

② 解除条件

当社は、譲渡制限期間が満了した時点において、対象取締役が保有する本株式の全部につき本譲渡制限を解除する。

③ 無償取得事由

対象取締役が譲渡制限期間中に、法令、内部規程または割当契約の違反その他の理由により、当社が本株式を無償取得することが相当であると当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当社は、本株式の全部を当然に無償で取得する。

④ 組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により全ての数の本株式について、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除する。

⑤ その他の事項

割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

<ご参考>

当社は、本株主総会において、本議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員にも、本制度と同様の業績連動型株式報酬を導入する予定です。

ご参考

1 コーポレート・ガバナンスについて

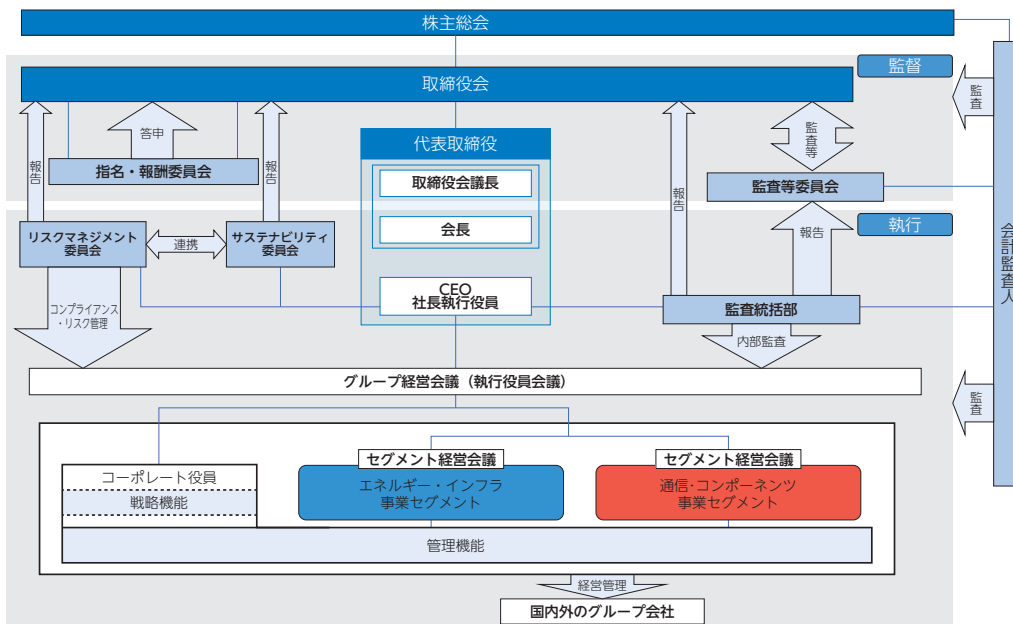
(1) コーポレート・ガバナンスへの取り組み

当社は、執行役員に業務執行権限を大幅に委譲することで業務執行の効率化・迅速化を図るとともに、監査等委員会を中心に監査、監督機能の強化を推進しております。

また、各事業セグメントの責任者（担当執行役員）について、その権限と責任を明確に定めることで、事業会社単位にとらわれない収益構造の改善およびR O I C指標等に基づく効率的な経営をこれまで以上に推進しております。

中期経営計画「Transformation for Growth SWCC 2030」の達成のため、SWCCグループの持続的な成長に向けた取り組みを進めてまいります。

コーポレート・ガバナンス体制図（2026年4月1日現在）



(2) 任意の諮問委員会

当社は、独立社外取締役の関与・助言の機会を適切に確保することで、取締役等の人事や報酬等に関する決定プロセスの客観性および透明性を高め、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実・強化を図ることを目的として、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しております。

指名・報酬委員会は、取締役会決議により選定された3名以上の取締役で構成され、うち過半数は独立社外取締役とすることと定められております。

第3号議案および第4号議案については、独立社外取締役3名のみで構成される指名・報酬委員会の答申を得ております。

指名・報酬委員会は、当事業年度中に合計9回開催されております。当事業年度は、主に次年度（2026年度）の取締役および執行役員などにおける役員体制、パフォーマンスレビューの評価結果、業績連動報酬の算定基準の見直し、業績連動型株式報酬制度の導入、次年度（2026年度）の報酬額に関して審議し、取締役会に対し答申しております。なお、次年度報酬額に関する答申については、現任の取締役および執行役員に対するパフォーマンスレビューの結果を参考としております。

(3) 執行役員制度

当社は、業務執行の迅速・効率化を徹底することを目的として、執行役員制度を強化・拡充しております。

執行役員は、取締役候補者と同様に指名・報酬委員会の答申を得た上で取締役会の決議により選任されております。また、当社と執行役員の間においては、執行役員委任契約が締結されており、その中で、各執行役員の権限、ミッションおよび責任について明確化されております。

2 取締役等の選任および解任に関する基準について

当社は、取締役等の選任および解任に関する客観性と透明性を高めるために、取締役会において、「取締役および執行役員候補者選定基準」および「社外役員の独立性判断基準」ならびに「取締役および執行役員の解任基準」を定めております。また、取締役等の選任および解任については、さらに客観性と透明性を高めるために、指名・報酬委員会において審議を行い、取締役会では指名・報酬委員会の答申を尊重して最終的な決定を行います。

(1) 取締役および執行役員候補者選定基準

当社取締役および執行役員の候補者は、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に則り、人格・見識に優れ、当社の経営を監督・執行することができる人材を、性別・国籍等の個人の属性にかかわらず取締役会の決議によって決定する。当該取締役（監査等委員である取締役を除く。）および執行役員の任期は1年である。

取締役

- ① 経営の意思決定および業務執行の監督に携わるものとしてふさわしい経歴、能力、リーダーシップ、中長期的視野および高い倫理観を持つ人材であること。
- ② 当社の企業理念を尊重し、実践し、お客様、取引先、株主、地域社会および従業員に信頼される誠実さを有し、法令、企業行動指針、社内外の倫理・規範を遵守し、取締役として必要な見識、公正さを有する人材であること。
- ③ 当社の独立社外取締役は、前各項の他に当社の定める「社外役員の独立性判断基準」に基づき独立性を有しているかと判断し得る人材であること。

執行役員

- ① 当社の経営環境を踏まえ、当社グループの企業価値を持続的に向上させ、中長期的な企業価値の増大に資する経営戦略、実行計画等について、具体的な提案および執行ができ、また絶えず検証し、改善する努力を継続できる人材であること。
- ② 市場の変化への対応と基本の徹底を自ら実践し、法令遵守、コンプライアンス、内部統制、リスクおよび危機管理の構築と実践にかかる資質を持ち、従業員の目標となりうる資質を持つ人材であること。
- ③ 経営会議等において自由闊達に議論し、建設的な意見を述べ、提言を行い、当社グループ全体の経営資源を統合的に把握し、一貫性のある戦略システムを構築する資質を持つ人材であること。
- ④ その他、当社グループ全体の業務執行を担当する執行役員として求められる資質を持つ人材であること。

(2) 社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員または社外役員候補者が、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、次の各項目のいずれにも該当しないと判断される場合に、独立性を有しているものと判断する。

- ① 当社および当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という。）の業務執行者（注1）または過去10年間に於いて当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者（注2）、またはその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先である者（注3）、またはその業務執行者
- ④ 当社の総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している大株主、またはその業務執行者
- ⑤ 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから役員報酬以外に、多額（注4）の金銭その他の財産上の利益を受けている弁護士、公認会計士、税理士またはコンサルタント等
- ⑦ 当社グループから多額の金銭その他の財産上の利益を受けている法律事務所、監査法人、税理士法人またはコンサルティング・ファーム等の法人、組合等の団体に所属する者、当社グループから多額の寄付または助成を受けている者、または法人、組合等の団体の理事その他の業務執行者
- ⑧ 2項から7項までのいずれかに過去3年間に於いて該当していた者
- ⑨ 1項から7項までのいずれかに該当する者の近親者（注5）である者

- (注) 1. 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、または執行役員その他の上級管理職にある使用人をいう。
2. 主要な取引先とする者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、その者の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先、または直近事業年度末における当社の連結総資産の2%を超える額を当社グループに融資している金融機関をいう。
3. 主要な取引先である者とは、直近事業年度における当社グループとの取引額が、当社の1事業年度の連結売上高の2%を超える取引先をいう。
4. 多額とは、過去3事業年度の平均で、個人の場合は1,000万円以上、法人または団体の場合はその連結売上高もしくは総収入の2%を超えることをいう。
5. 近親者とは、配偶者または二親等内の親族をいう。

(3) 取締役および執行役員の解任基準

当社取締役および執行役員が、次の各項目のいずれかに該当するおそれがあると判断される場合には、指名・報酬委員会において解任の是非を審議・検証し、取締役会において決定する。

- ① 公序良俗に反する行為を行った場合（反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係が認められた場合を含む）
- ② 法令または定款その他当社グループの規程等に違反し、当社グループに多大な損失または業務上の支障を生じさせた場合
- ③ 「取締役および執行役員候補者選定基準」に定める資質が認められないこととなった場合
- ④ 当社グループにおいて著しい業績不振を招いた場合（代表取締役およびCEO社長執行役員にのみ適用）
- ⑤ 担当事業または担当領域において著しい業績不振または業務の停滞を招いた場合（執行役員にのみ適用）
- ⑥ 健康上の理由等により職務遂行に著しい支障が生じた場合

3 取締役会の実効性評価について

当社は、取締役会が適切に機能していることを検証するために、事業年度ごとに、その実効性に関する分析・評価を実施することとしております。具体的には、全取締役を対象とする質問票への回答に基づき、取締役会においてその評価結果および課題を共有し、今後の取締役会のあり方について建設的な議論を行うこととしております。

当事業年度における分析・評価は、外部機関の助言を得ながら次の方法で行いました。まず、取締役会の構成員である全ての取締役を対象にアンケートを実施いたしました。回答方法は外部機関に直接回答することで匿名性を確保いたしました。なお、アンケートの内容としては、取締役会の在り方、取締役会の運営、議論およびモニタリング機能などのほか、株主（投資家）との対話、社外取締役のパフォーマンス、指名・報酬委員会の運営、監査等委員会の運営など、複数の観点から実施しております。また、当事業年度は、アンケート結果を踏まえ、回答内容の掘り下げや広範なテーマについて、取締役から個別にヒアリングを実施するとともに、アンケート結果・インタビュー内容に基づき、外部機関の視点から課題・改善について提言を受けました。

評価結果の概要として、まず取締役会の運営などについて、取締役会の構成員は、知識、経験、専門性、職歴、年齢、ジェンダーなどの観点で多様性を備えたものとなっていること、取締役会は十分な開催頻度が確保されていること、取締役会資料は、事前の検討が可能となる適切な時期に提供されていること、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていること、取締役会事務局による運営（スケジュール調整、招集通知発送、議事録作成等）は、取締役会のサポートとして十分であることなどの評価結果が得られており、経営戦略・経営計画については、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出にどのように整合しているかについて認識したうえで十分な議論が行われていること、取締役会は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、自社の資本コストや資本収益性の内容や市場評価に関して現状分析・評価をし、改善に向けた方針や目標・検討期間、具体的な取り組みについて十分に検討を行っていることなどの評価結果が得られております。

また、社外取締役に関し、そのパフォーマンスについて、積極的に、取締役会に対し専門的な見地から助言を提供または効果的な質問を行っていること、取締役会において自らの発言に責任を持ち、簡潔かつ付加価値の高い発言を十分に行っていること等の評価結果が得られております。さらに、指名・報酬委員会の評価について、委員の構成は、委員としての職務執行に必要な知識、経験、専門性および委員の多様性を備えたものとなっていること、委員会の開催頻度、回数は適切であること、委員会では、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされていること、審議内容に応じて適切な社内関係者が委員会に出席して委員からの質問に答えられるようになっていることなどの評価結果も得ております。

そして、監査等委員会の評価についても、適切な監査方針および監査計画を策定し、法令に定められた個別の事項のほか会計監査などを行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運営されているかを十分な深度・頻度で監査していること、また独立性と監査の実効性の双方を考慮した上で、職務執行を行うにあたり必要かつ適切な頻度で執行役員などと面談していることなどの評価結果も得ています。

従いまして、各評価結果についておおむね良好な結果が得られていることから、取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されているものと判断しております。

一方、取締役会の運営に関して、取締役会説明資料・取締役会付議事項を整理することによる取締役会における議論時間のさらなる確保、内部統制・リスク管理に関して、サイバーセキュリティリスクに関する議論、指名・報酬委員会の評価に関して、指名・報酬委員会で議論された内容の取締役会への共有などの課題が抽出されております。

今後、当社の取締役会では本実効性評価を踏まえ、かかる課題について十分な検討を行った上で迅速に対応し、取締役会の機能を高める取り組みを継続的に進めてまいります。

2025年度の主な評価項目および評価結果

評価項目

取締役会の在り方	内部統制・リスク管理	トレーニング
取締役会の構成	指名・報酬	株主（投資家）との対話
取締役会の運営	(監査等委員以外の) 社内取締役のパフォーマンス	指名・報酬委員会の評価
取締役に対する支援体制	社外取締役のパフォーマンス	監査等委員会の評価
経営戦略・経営計画		

評価結果

取締役会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 構成員は、知識、経験、専門性、職歴、年齢、ジェンダーなどの観点で多様性を備えたものとなっている 十分な開催頻度が確保されており、資料は事前の検討が可能となる適切な時期に提供されている 事務局による運営は取締役会のサポートとして十分である
経営戦略・経営計画	<ul style="list-style-type: none"> 会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の創出にどのように整合しているかについて認識したうえで十分な議論が行われている 資本コストや株価を意識した経営の実現に向けて、自社の資本コストや資本収益性の内容や市場評価に関して現状分析・評価をし、改善に向けた方針や目標・検討期間、具体的な取り組みについて十分に検討を行っている
社外取締役のパフォーマンス	<ul style="list-style-type: none"> 積極的に、取締役会に対し専門的な見地から助言を提供しまたは効果的な質問を行っている 自らの発言に責任を持ち、簡潔かつ付加価値の高い発言を十分に行っている
指名・報酬委員会の評価	<ul style="list-style-type: none"> 委員の構成は、委員としての職務執行に必要となる知識、経験、専門性および委員の多様性を備えたものとなっている 委員会の開催頻度、回数は適切である 委員会では、形式的ではなく自由闊達で建設的な議論や意見交換がなされている 審議内容に応じて適切な社内関係者が委員会に出席して委員からの質問に答えられるようになっている
監査等委員会の評価	<ul style="list-style-type: none"> 適切な監査方針および監査計画を策定し、法令に定められた個別の事項のほか会計監査などを行うとともに、内部統制システムが適切に構築、運営されているかを十分な深度・頻度で監査している 独立性と監査の実効性の双方を考慮した上で、職務執行を行うにあたり必要かつ適切な頻度で執行役員などと面談している

取締役会全体として適切に機能しており、実効性は確保されている

2026年度に対応すべき課題

取締役会の運営	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会説明資料・取締役会付議事項を整理することによる取締役会における議論時間のさらなる確保
内部統制・リスク管理	<ul style="list-style-type: none"> サイバーセキュリティリスクに関する議論
指名・報酬委員会の評価	<ul style="list-style-type: none"> 指名・報酬委員会で議論された内容の取締役会への共有

取締役会の監督機能がさらに高まる

4 当社の政策保有株式に関する考え方について

当社は、原則として政策保有株式を保有しない方針としています。個別の政策保有株式につきましては、S W C Cグループの中長期的な企業価値の維持・向上に資すると判断される場合において限定的に保有し、取引先との十分な対話を経た上で、今後も政策保有株式の縮減を進めてまいります。

政策保有株式に関する基本方針

- ① 原則として保有しないことを基本方針とする。
- ② やむを得ず保有を継続する場合、合理性を厳格に検証する。
- ③ 当該株式に関する議決権行使は、当社の企業価値向上の貢献等に鑑みて総合的に判断する。

政策保有株式の現況

2026年3月末において、当社は政策保有株式を19銘柄（1,550百万円）保有しており、当社が保有する政策保有株式の連結純資産に対する期末貸借対照表計上額の割合は1.4%です。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるSWCCグループを取り巻く事業環境は、米国の通商政策の動向や金融政策の不透明性、資源価格の高騰、国際情勢の不安定化などを背景に、依然として先行き不透明な状況が継続しました。

国内の電力インフラ市場は、変電所の老朽化対応や、送配電網強化に向けた継続的な投資が依然活発であることから、堅調に推移しました。建設関連市場は、人手不足や資材価格の高騰の影響がみられました。また、AI・半導体関連市場は、生成AIの急速な普及拡大や次世代技術開発への投資が継続しており、データセンター向けを中心に拡大しました。

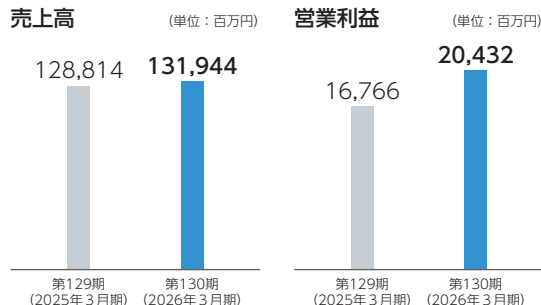
このような環境下、SWCCグループの当連結会計年度の業績は、電力インフラおよび通信ケーブル事業が好調に推移したこと、また、2025年3月にグループ入りした株式会社TOTOKUの業績が貢献し、さらには、銅価の高騰が売上高を押し上げたことにより、売上高は2,777億36百万円（前年度比16.8%増）、営業利益は273億20百万円（前年度比30.5%増）、経常利益は261億30百万円（前年度比131.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は188億40百万円（前年度比65.3%増）となりました。

	第129期 (2025年3月期)	第130期 (2026年3月期)	前年度比	
	金額 (百万円)	金額 (百万円)	増減額 (百万円)	増減率 (%)
売上高	237,862	277,736	39,873	16.8
営業利益	20,935	27,320	6,385	30.5
経常利益	11,272	26,130	14,857	131.8
親会社株主に帰属する当期純利益	11,400	18,840	7,440	65.3

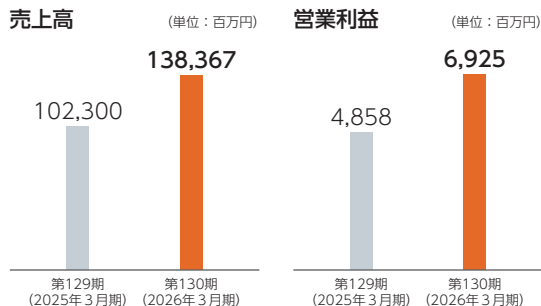
次にセグメントの状況をご説明いたします。



電力インフラにおいては、変電設備の更新および送配電網の強靱化に向けた持続的投資が進む中、工事件数の増加や戦略製品SICONEX[®]の増産投資効果により、収益が拡大し利益率も改善しました。国内の建設関連は、人手不足や資材価格高騰の影響により、厳しい状況が続きましたが、下期に入り回復基調となりました。こうした環境のもと、各種原価低減策および生産性向上施策を着実に推進したこと、また銅価格高騰と適切な価格改定により収益は向上いたしました。これらの結果、当事業における売上高は1,319億44百万円（前年度比2.4%増）、営業利益は204億32百万円（前年度比21.9%増）となりました。

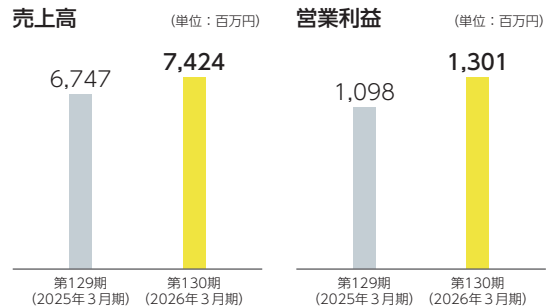


通信ケーブル事業は、米国データセンターの活発な投資を背景に、戦略製品e-Ribbon[®]の需要が下期に大幅に拡大し業績に寄与しました。半導体事業は、生成AIの普及を背景とした半導体市況が好調に推移し、中国向けを含め売上高は増加しました。一方で、汎用巻線は需要低迷が続いたほか、ワイヤハーネスについては、中国市場の家電向けにおいて厳しい状況が続きました。これらの結果、当事業における売上高は1,383億67百万円（前年度比35.3%増）、営業利益は69億25百万円（前年度比42.5%増）となりました。





売上高 **74億24百万円** (前年度比10.0%増)



売上高は74億24百万円（前年度比10.0%増）、営業利益は13億1百万円（前年度比18.5%増）となりました。

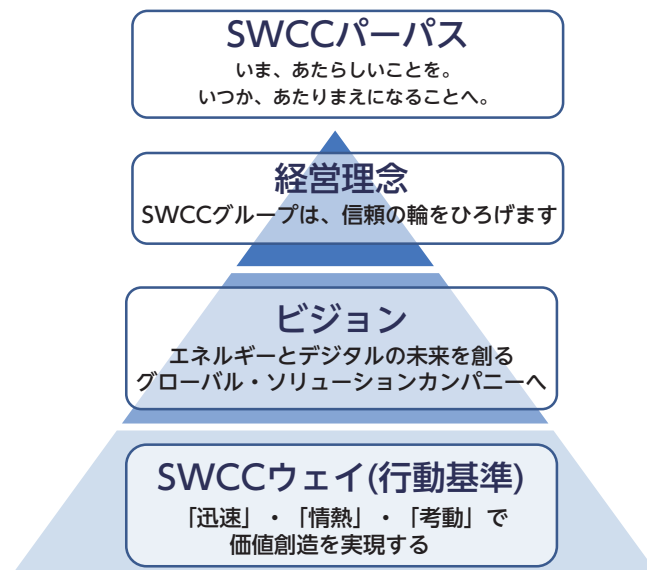
- (注) 1. 各セグメントの売上高には、セグメント間の内部売上高または振替高を含めておりません。
2. 当連結会計年度より、「電装・コンポーネツ事業」と「通信・産業用デバイス事業」を統合し、「通信・コンポーネツ事業」へ再編しております。
3. 各セグメントの前年度比につきましては、前年度の数値を再編後のセグメント区分に組み替えただうえで算出しております。

(2) 対処すべき課題

SWCCグループを取り巻く経営環境につきましては、AIの普及によるデータセンター市場の伸長、データ量の急増による堅調な電力需要が見込まれる一方、高度成長期に建設された設備の老朽化の進行、人口減少と少子高齢化に起因する労働力不足と就業者の高齢化および熟練技能者への依存度の高い工程の慢性的な工期遅延など、社会インフラの脆弱性の高まりも顕著になっております。このような環境のもと、当社が直面する主要課題の一つである労働力不足と高齢化、熟練技能者不足への対応策としては、特に、エネルギー・インフラ事業における施工面および物流面において、「製品（ユニバーサルデザインの推進）」「人（サステナブル人材教育の確立）」「物流（ロジスティクスのDX推進）」の3つの視点から、施工技術の簡素化、工期短縮と安定した品質の確保を目的とした省力化・省人化・作業効率化を推進し、着実に対策を実施してまいります。

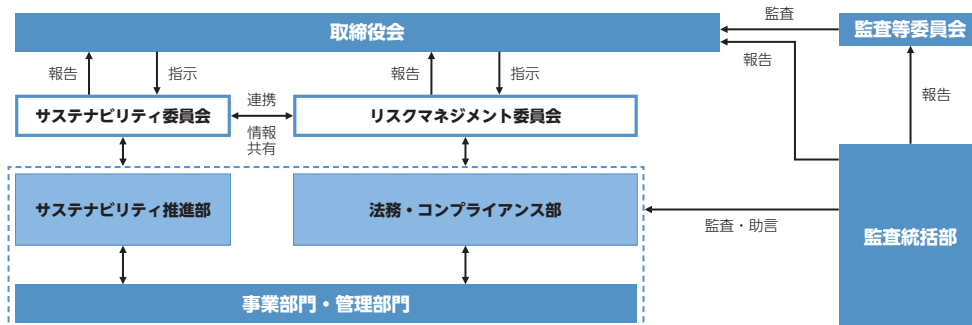
① SWCCグループの理念体系

SWCCグループは、SWCCパーパスを上位概念として理念体系を整備しております。



② リスク管理体制

以下は、SWCCグループのガバナンスおよびリスクの管理体制です。



SWCCグループの全社的なリスクマネジメントに関しては、「リスクマネジメント委員会」を中心とするリスクマネジメント体制を整備しております。具体的には、SWCCグループのリスク管理に関する責任者である代表取締役 CEO 社長執行役員を委員長とし、委員長が任命した当社の執行役員・フェローを委員とする「リスクマネジメント委員会」にて、事業部門等で実施したリスクの評価や対応策を議論の上、リスクマネジメント計画やリスク施策の進捗管理を実施し、取締役会に報告を行っております。また、リスク統括部門として法務・コンプライアンス部内にリスクマネジメント部署を設置し、規則・ガイドラインの制定、教育研修およびモニタリングの実施等、グループ全体のリスク管理を統括し、事業の継続発展のために不可欠な全社的なリスクマネジメント体制の強化を図っております。

さらに、事業部門や管理部門で定常的に発生するリスクへ迅速に対応するため、リスク事象が発生した場合に担当部門よりリスク統括部門へ迅速にリスク情報を提供する仕組みとなる「リスク報制度」を運営し、緊急かつ重大な事象についてはリスクマネジメント委員や常勤監査等委員と情報共有し、対応を協議・検討しております。

なお、環境、社会、ガバナンス関連のリスクについては、サステナビリティ推進部とも連携・情報共有を図っております。

③ サステナビリティ経営の強化

SWCCグループは、社会インフラを支える企業として社会課題の解決に取り組み、持続可能な社会の発展に貢献してまいりました。

(i) サステナビリティに関するガバナンス体制

サステナビリティを経営の重要課題と位置付け、2022年に代表取締役 CEO を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置し、サステナビリティ基本方針の策定やマテリアリティ（重要課題）の特定など、サステナビリティ経営に向けた取り組みを加速させております。

(ii) マテリアリティと重点取り組み

SWCCグループは、「技術」「環境」「コミュニティ」「人」「ガバナンス」の5つをマテリアリティとして設定しております。このうち「環境」と「人」に関する主な取り組みを記載しております。

(iii) 環境

SWCCグループは、環境中長期計画「Green Plan 2050」に基づき、温室効果ガス（GHG）削減、廃棄物削減、水資源保全などの環境活動を推進しております。2022年にはTCFD提言への賛同を表明し、気候変動への対応を強化しております。

2021～2025年度の第7次環境自主行動計画では、主要テーマである「GHG排出量削減」「廃棄物最終処分量削減」「水使用量削減」の各目標を達成しました。2026年度からは第8次計画を開始し、省エネルギー施策の強化や非化石由来電力の導入拡大など、環境負荷低減を継続いたします。

<主なKPI>

指標・KPI	2025年度実績	2026年度計画 ※	2030年度目標 ※
温室効果ガス（GHG）排出量 （燃料＋電気）	2013年度比 55%減	2024年度比 9%減	2024年度比 25%減
再生可能エネルギーの社内導入率 （非化石由来のエネルギーを含む）	37%	26%	50%

指標・KPI	2025年度実績	2026年度計画 ※	2030年度目標 ※
廃棄物量	最終処分量 2018年度比 92%減	排出量原単位 2024年度比 2%減	排出量原単位 2024年度比 10%減
水使用量	2018年度比 47%減	使用量原単位 2024年度比 2%減	使用量原単位 2024年度比 10%減

(注) 2026年2月に公表した新中期経営計画の策定に合わせ、2026年度以降は新たに2026年度計画および2030年度目標を設定しておりません。

(iv) 人

SWCCグループは、経営戦略と連動した人的資本戦略を推進するため、人事戦略委員会を設置いたしました。「変革」「挑戦」「成長」を柱に、組織風土改革、育成体系の強化、ダイバーシティ推進などに取り組んでおります。また、2024年にはグループ人権方針を策定し、労働安全衛生やハラスメント防止の取り組みを進めております。

<主なKPI>

指標・KPI	2025年度実績	2026年度計画 ※	2030年度目標 ※
管理職に占める女性比率	7%	8%	8%
課長職以上に占める女性比率	6%	—	—
従業員1人当たり年平均研修時間	47時間	40時間	40時間
休業災害度数率	0.53 (国内)	0.23	0
エンゲージメントスコア	50	51	55以上

(注) 2026年2月に公表した新中期経営計画の策定に合わせ、2026年度以降は新たに2026年度計画および2030年度目標を設定しております。なお、「管理職および課長職以上に占める女性比率」は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号、以下、「女性活躍推進法」という。)における管理職(課長職以上)の定義と一致した集計ルールに変更のうえ、「管理職に占める女性比率」に統一いたしました。

〈ご参考〉女性活躍推進法における「管理職」は、課長級および課長級以上(役員を除く)の役職を指します。

(v) 財務的影響の認識

環境・人的資本に関する取り組みは、中長期的な企業価値向上に不可欠であるとともに、環境負荷や人権への配慮といったサプライチェーン全体における企業の責任を果たすための重要な投資であると位置付けております。特に人的資本への投資は、従業員のスキル向上や働きがいの向上を通じて労働生産性を高め、収益力の強化につながると認識しております。また、環境対応の遅れは追加コストやレピュテーションリスクにつながる可能性があるため、KPIを定期的にモニタリングし、非財務情報の開示を強化しております。

(vi) 今後の方針

2022年度に設定した16指標については、中期経営計画「Change & Growth 2026」に基づき、2026年度を中期目標としておりました。2026年2月に公表した新中期経営計画の策定に合わせ、指標体系を見直し、2026年度以降は新たに14指標を対象に2030年度目標を設定しております。また、従来の制度整備や施策の進捗把握を主目的としたKPIから、経営戦略の遂行状況や企業価値創出への貢献度を把握するためのKGI・KPIへと再構築いたしました。これらの見直しは、全マテリアリティを対象に実施しております。

SWCCグループは、サステナビリティ基本方針のもと、「社会課題の解決」と「企業価値向上」の両立を図り、持続可能で豊かな未来社会の実現に貢献してまいります。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度においては、総額70億80百万円の設備投資を実施いたしました。主な内訳といたしましては、エネルギー・インフラ事業におけるSICONEX[®]の増産および試験用設備の増強、通信・コンポーネンツ事業におけるe-Ribbon[®]および車載ケーブルの増産に伴う設備投資が挙げられます。このほか、事業所の厚生棟および事務棟の建替え、統合システムの改修、老朽化した設備の更新にかかる投資を実施いたしました。

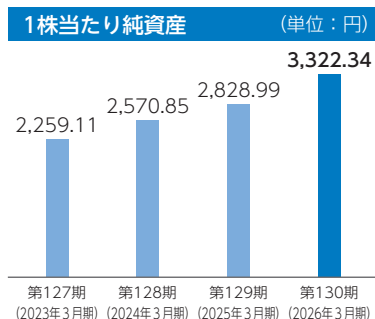
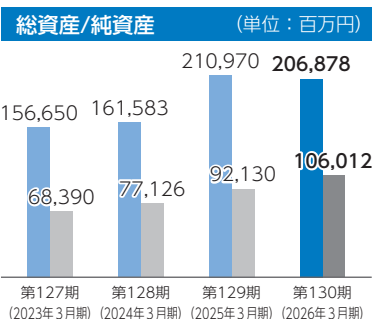
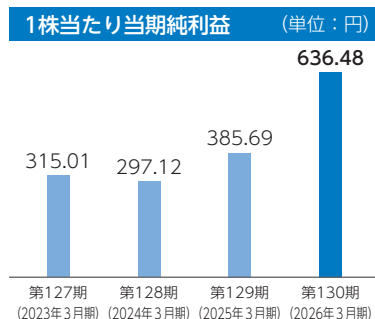
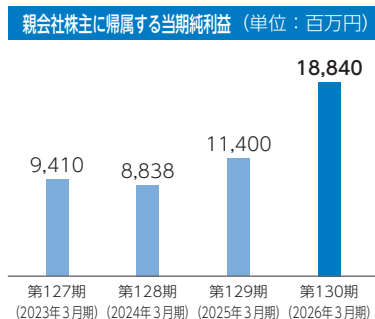
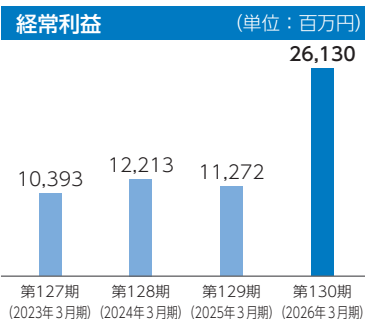
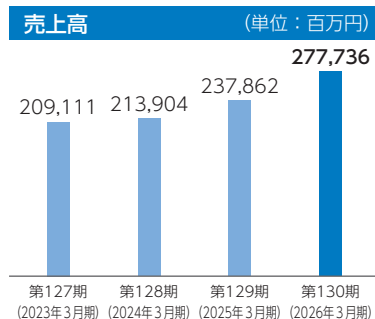
(4) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(5) 重要な企業再編等の状況

当社は、当社の連結子会社であるS F C C株式会社について、2026年3月31日付で古河電気工業株式会社が保有する同社の株式の全持分を取得し、合併契約を解消の上、同社を当社の完全子会社といたしました。

(6) 財産および損益の状況の推移



		第127期 (2023年3月期)	第128期 (2024年3月期)	第129期 (2025年3月期)	第130期 (当連結会計年度) (2026年3月期)
売上高	(百万円)	209,111	213,904	237,862	277,736
経常利益	(百万円)	10,393	12,213	11,272	26,130
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	9,410	8,838	11,400	18,840
1株当たり当期純利益	(円)	315.01	297.12	385.69	636.48
総資産	(百万円)	156,650	161,583	210,970	206,878
純資産	(百万円)	68,390	77,126	92,130	106,012
1株当たり純資産	(円)	2,259.11	2,570.85	2,828.99	3,322.34

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(期中平均自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
 2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数(期末自己株式数を控除した株式数)に基づいて算出しております。
 3. 第129期および第130期の1株当たり当期純利益および1株当たり純資産の算出において控除する自己株式には、従業員持株会支援信託E S O Pが保有している当社株式を含めております。
 4. 当連結会計年度において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、前連結会計年度における各数値については、確定後の数値を反映しております。

(7) 重要な親会社および子会社の状況 (2026年3月31日現在)

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
株式会社TOTOKU	6,739百万円	51.0	電線、ヒータ製品、ケーブル加工品、線材加工品の製造販売
S F C C株式会社	1,620百万円	100.0	建設関連向け汎用電線・ケーブルの製造販売
富士電線株式会社	318百万円	100.0	消防用電線、被覆線および通信ケーブルの製造販売
株式会社アクシオ	310百万円	100.0	セキュリティ・ソリューション、ソフトウェア開発・運用保守、ネットワーク構築・運用保守、LAN施工
株式会社SDS	100百万円	100.0	電線・ケーブル、付属品、振動防止装置およびワイヤハーネス等の販売
株式会社ロジス・ワークス	95百万円	100.0	貨物自動車運送、倉庫管理、出荷および配送ならびに電線用ドラム等の製造販売ならびに電線・ケーブルの解体加工
昭光機器工業株式会社	80百万円	100.0	電線・ケーブル用付属品および配電用機器の製造販売
株式会社特電	48百万円	※ 40.2	プラスチックボビン、電線の製造販売
株式会社トクデンプロセル	45百万円	※ 51.0	電線の販売、電線加工品の製造販売
株式会社昭和サイエンス	40百万円	81.0	振動防止装置等の製造販売、振動防止工事等の設計・施工
株式会社エステック	20百万円	100.0	電気工事等の設計・施工・監理
愛世達喜（上海）投資有限公司	23,445千米ドル	100.0	中国国内グループ会社の経営管理、経理・財務支援
東特（浙江）有限公司	89,393千人民元	※ 51.0	電線、ヒータ製品、ケーブル加工品の製造販売
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	7,000千米ドル	100.0	複写機用部品の製造販売
嘉興昭和機電有限公司	5,150千米ドル	※ 100.0	ワイヤハーネスの製造販売
東莞昭和機電有限公司	24,207千人民元	※ 100.0	ワイヤハーネスの製造販売
福清昭和精密電子有限公司	3,400千米ドル	※ 100.0	複写機用部品の製造販売

会社名	資本金	当社の出資比率 (%)	主要な事業内容
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	3,387千米ドル	※ 51.0	電線加工品の製造販売
PT.TOTOKU INDONESIA	2,300千米ドル	※ 51.0	電線加工品の製造販売
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	45,100百万ドン	100.0	ワイヤハーネスの製造販売

(注) 1. ※は間接保有を含む比率であります。

2. 当社は、当社の連結子会社である S F C C株式会社について、2026年3月31日付で古河電気工業株式会社が保有する同社の株式の全持分を取得し、合併契約を解消の上、同社を当社の完全子会社といたしました。

③ 企業結合の成果

当連結会計年度末日現在で当社の連結子会社は20社であり、持分法適用関連会社は2社であります。

当連結会計年度の売上高は2,777億36百万円（前年度比16.8%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は188億40百万円（前年度比65.3%増）となりました。

(8) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

次の製品の製造販売および工場の設計、請負等を行っております。

区 分	品 名
エネルギー・インフラ事業	電線、電力ケーブル、電力機器、エンジニアリング、機器電材、制振・防振
通信・コンポーネツ事業	通信ケーブル、光加工品、機器用電線、ワイヤハーネス、精密デバイス 巻線、裸線、無酸素銅、銅合金線、自動車用電線、線材加工品
その他	ネットワークソリューション、物流他

(注) 当連結会計年度より、「電装・コンポーネツ事業」と「通信・産業用デバイス事業」を統合し、「通信・コンポーネツ事業」へ再編しております。

(9) 主要な拠点等 (2026年3月31日現在)

① 当社

SWCC株式会社	本 社：川崎市川崎区日進町1番14号
	事業所：神奈川県相模原市、三重県いなべ市、宮城県柴田郡柴田町、愛知県豊川市

② 子会社

株式会社TOTOKU	本 社：東京都港区
S F C C株式会社	本 社：神奈川県川崎市
富士電線株式会社	本 社：神奈川県伊勢原市
株式会社アクシオ	本 社：東京都品川区
株式会社SDS	本 社：神奈川県川崎市
株式会社ロジス・ワークス	本 社：神奈川県川崎市
昭光機器工業株式会社	本 社：神奈川県相模原市
株式会社特電	本 社：長野県上田市
株式会社トクデンプロセル	本 社：群馬県高崎市
株式会社昭和サイエンス	本 社：神奈川県川崎市
株式会社エステック	本 社：神奈川県川崎市
愛世達喜（上海）投資有限公司	本 社：中国
東特（浙江）有限公司	本 社：中国
SWCC SHOWA (VIETNAM) CO., LTD.	本 社：ベトナム
嘉興昭和機電有限公司	本 社：中国
東莞昭和機電有限公司	本 社：中国
福清昭和精密電子有限公司	本 社：中国
TTI LAGUNA PHILIPPINES INC.	本 社：フィリピン
PT.TOTOKU INDONESIA	本 社：インドネシア
SWCC SHOWA VIETNAM INTERCONNECT PRODUCTS CO., LTD.	本 社：ベトナム

(10) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

セグメントの名称	使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)
エネルギー・インフラ事業	1,110	－
通信・コンポーネンツ事業	2,918	－
その他	785	－
合 計	4,813	△132

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者（年間平均人員1,196名）は含んでおりません。
2. 2025年3月27日付で株式会社TOTO K Uおよびその子会社を当社の連結子会社としたことに伴い、対象となる使用人数について前連結会計年度に含めたうえで、当連結会計年度の使用人数と比較しております。
3. 当連結会計年度よりセグメント区分を変更しているため、セグメント別の前年度末比増減人数は記載しておりません。

② 当社使用人の状況

使用人数 (名)	前年度末比増減人数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)
1,467	14	44.7	16.9

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時雇用者は含んでおりません。

(11) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社みずほ銀行	4,870
株式会社りそな銀行	4,700
株式会社横浜銀行	2,000
株式会社三井住友銀行	1,946
三井住友信託銀行株式会社	1,680

2 会社の株式の状況 (2026年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 70,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 29,719,683株 (自己株式1,107,178株を除く。)
- (3) 株主数 13,934名 (前期末比2,189名増)
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	出資比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,673	19.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	3,336	11.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	2,873	9.6
J X 金属株式会社	979	3.2
富国生命保険相互会社	892	3.0
J.P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S.A. 385598	787	2.6
JP MORGAN CHASE BANK 385781	418	1.4
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	390	1.3
野村信託銀行株式会社 (投信口)	379	1.2
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	311	1.0

- (注) 1. 当社は、自己株式を1,107,178株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 出資比率は自己株式 (1,107,178株) を控除して計算しております。
3. 自己株式 (1,107,178株) には、従業員持株会支援信託 E S O P 導入において設定した株式会社日本カストディ銀行 (信託口) 保有の当社株式 (103,500株) は含まれておりません。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員である取締役、および社外取締役を除く。)	3,032株	2名

- (注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「3.会社役員に関する事項 (4) 取締役の報酬等 ②役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載のとおりであります。

(6) 新株予約権等の状況

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

(7) その他株式に関する重要な事項

従業員持株会支援信託E S O Pの内容

当社は、2024年2月2日開催の取締役会において、SWCCグループの従業員に対する福利厚生制度の充実およびSWCCグループの中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託E S O P」（以下、「本制度」という。）の導入を決議しております。本制度の導入に伴い、2024年2月21日付で当社は自己株式156,000株（477百万円）を第三者割当により本制度へ一括して処分しております。なお、2026年3月31日現在、本制度が保有する自己株式数は、103,500株であります。

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長 ・取締役会議長	長谷川 隆代	HOYA株式会社 社外取締役 株式会社荏原製作所 社外取締役
代表取締役 (CEO 社長執行役員)	小又 哲夫	
取締役 (監査等委員)	坂倉 裕司	指名・報酬委員会委員長 PCIホールディングス株式会社 社外取締役監査等委員
取締役 (監査等委員)	棕野 貴司	監査等委員会委員長 千代田化工建設株式会社 社外取締役監査等委員
取締役	西村 美奈子	
取締役	内藤 宏治	グローリー株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	馬場 久美子	AGC株式会社 社外取締役監査等委員
取締役 (常勤監査等委員)	山口 太	

- (注) 1. 2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会において、次のとおり新たに選任され、就任いたしました。
- 取締役 西村美奈子
 - 取締役 内藤 宏治
 - 取締役(監査等委員) 馬場久美子
2. 2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会終結の時をもって任期満了により、次のとおり退任いたしました。
- 取締役(監査等委員) 市川誠一郎
 - 取締役(監査等委員) 西村美奈子
- なお、西村美奈子は同総会において新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 取締役のうち、坂倉裕司、棕野貴司、西村美奈子、内藤宏治および馬場久美子は社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 常勤監査等委員山口太は、長年にわたり経理部門で経理業務の経験を重ねてきており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査、監督機能を強化するために取締役山口太を常勤の監査等委員として選定しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社および国内外の子会社の取締役、執行役員および管理職従業員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者の職務の執行に起因して、損害賠償請求を受けた場合に被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害が填補されることとなります。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等の場合には填補の対象としないこととしております。

(4) 取締役の報酬等

① 取締役の報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。）	168	100	45	22	4
（うち社外取締役）	18	18	—	—	2
取締役（監査等委員）	59	59	—	—	6
（うち社外取締役）	40	40	—	—	5
合 計	227	159	45	22	10
（うち社外取締役）	58	58	—	—	7

(注) 1. 上記には、2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。なお、同総会終結の時をもって取締役（監査等委員）を退任し取締役（監査等委員である取締役を除く。）に就任した西村美奈子については、取締役（監査等委員である取締役を除く。）在任期間分は取締役（監査等委員である取締役を除く。）に、取締役（監査等委員）在任期間分は取締役（監査等委員）に、それぞれ区分して上記の総額と員数に含めて記載しております。

2. 取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

② 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、独立性および客観性を担保するために、独立社外取締役を構成員とする任意の指名・報酬委員会における審議を踏まえ、取締役会にて決定しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。なお、取締役の報酬等の水準は、外部専門機関の調査による他社水準を参考にしながら設定しております。

また、報酬構成として、取締役（業務執行を行わない取締役または監査等委員である取締役を除く。）については固定報酬、短期インセンティブ報酬である業績連動報酬ならびに長期インセンティブ報酬である業績連動型株式の付与のための報酬（P S U（パフォーマンス・シェア・ユニット））および譲渡制限付株式報酬（R S）の報酬構成としております。短期および長期の視点による経営への取り組みを促すことにより、成果に対して適切に報いることができる報酬構成としております。

なお、業務執行を行わない取締役または監査等委員である取締役については経営の監督機能を担い、業務執行を担う立場にはないことから、インセンティブ報酬を含まない固定報酬のみとしております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

（イ）報酬構成

取締役（業務執行を行わない取締役または監査等委員である取締役を除く。）に対する報酬は、固定報酬、短期インセンティブ報酬である業績連動報酬ならびに長期インセンティブ報酬である業績連動型株式の付与のための報酬（P S U）および譲渡制限付株式報酬（R S）で構成されます。なお、2026年度の報酬構成は次のとおりです。

【構成図】

種類	割合 ※1・※4	内容
固定報酬	100	<p>基本報酬と取締役各人の職務・職責に応じて支給する職務付加報酬で構成されます。なお、基本報酬は、役職ならびにその重要度および難易度に応ずるものとし ます。</p>
業績連動報酬	65	<p>〈短期インセンティブ報酬〉 短期インセンティブ報酬となる年次業績連動報酬の金銭による支給額は、当該事業年度の期初に公表された営業利益およびR O I Cの業績予想値に対し105%を乗じた営業利益目標値およびR O I C目標値における達成度に応じた会社業績指標の他、E S G関連指標、具体的には再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（G H G）排出量、休業災害度数率およびエンゲージメントスコアに対する達成項目数から決定しております。</p> <p>報酬の指標、算式および年次業績連動の仕組みなどは以下のとおりです。</p> <p>①会社業績指標 営業利益達成率（A）およびR O I C達成率（B）に応じて支給いたします。具体的な内容は以下のとおりです。 ・営業利益達成率（A）＝（当期営業利益実績値÷当期営業利益目標値）×100% ・R O I C達成率（B）＝（当期R O I C実績値÷当期R O I C目標値）×100%</p> <p>②E S G関連指標 再生可能エネルギーの社内導入率（C）、温室効果ガス（G H G）排出量（D）、休業災害度数率（E）およびエンゲージメントスコア（F）のうち達成項目数に応じて支給いたします。</p> <p>③指標を選択した理由 会社業績指標における営業利益達成率は収益性の指標として設定しており、またR O I C達成率は資本効率性の指標として設定しております。またE S G関連指標について、当社はマテリアリティとして影響の大きい社会課題を抽出し、優先課題を特定し、テーマ別に具体的な行動方針、指標・K P Iを策定しており、かかるテーマのうち特に当社として重要と考えるE S G関連指標として、再生可能エネルギーの社内導入率、温室効果ガス（G H G）排出量、休業災害度数率およびエンゲージメントスコアを指標として設定しております。それぞれの目標値を達成することで企業価値向上につながるものと判断しております。</p> <p>④算式 年次業績連動報酬額＝固定報酬額×（会社業績における年度目標達成度（A×50%＋B×50%）＋E S G関連における年度目標達成度（C、D、EおよびFのうち達成項目数に応じた達成度））</p>

種類	割合 ※1・※4	内容			
		⑤年度目標達成度（割合および仕組み）			
		年度目標指標	目標値	割合※2	支給率
		会社業績 ・営業利益	299億円 (公表値285億円)	30%	0～150%
		会社業績 ・ROIC	14.4% (公表値13.8%)	30%	0～150%
		ESG関連 ・再生可能エネルギー※3の社内導入率 ・温室効果ガス（GHG）排出量 ・休業災害度数率 ・エンゲージメントスコア	26% 2024年度対比9%減 0.23 51	5%	0～125%
	10	<p>〈長期インセンティブ報酬〉</p> <p>長期インセンティブ報酬となる業績連動型株式の付与のための報酬（PSU）は、具体的には当年度の固定報酬に10%を乗じた報酬に相当するポイントを付与し、連続した3事業年度を評価期間として当社の目標達成率に基づいて交付する業績連動型株式の付与のための報酬としております。</p>			
譲渡制限付株式報酬	32.5	<p>〈長期インセンティブ報酬〉</p> <p>長期インセンティブ報酬となる譲渡制限付株式報酬（RS）は、固定報酬の内の一定割合をその支給に充てるものとしております。 業務執行を行わない取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対しては、譲渡制限付株式の付与のための報酬は支給しないものとしております。</p>			

- (注) 1. 年次業績連動報酬の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。
2. 年度目標指標である会社業績およびESG関連の割合は、支給率100%と仮定した場合を記載しております。
3. 再生可能エネルギーには、非化石由来のエネルギーを含みます。
4. 代表取締役会長に対する業績連動報酬は、固定報酬に業績連動割合55%を乗じた報酬とし、譲渡制限付株式の付与のための報酬は、役職にかかわらず固定報酬に65%を乗じた報酬に対して50%に相当する金額としております。

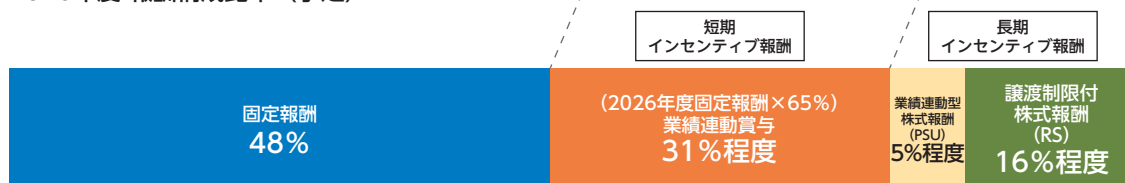
(ロ) 報酬割合

全体の報酬に占める固定報酬、短期インセンティブ報酬である業績連動報酬ならびに長期インセンティブ報酬である業績連動型株式の付与のための報酬（PSU）および譲渡制限付株式報酬（RS）については、都度、指名・報酬委員会において見直されるものとします。

2025年度 報酬構成比率



2026年度 報酬構成比率（予定）



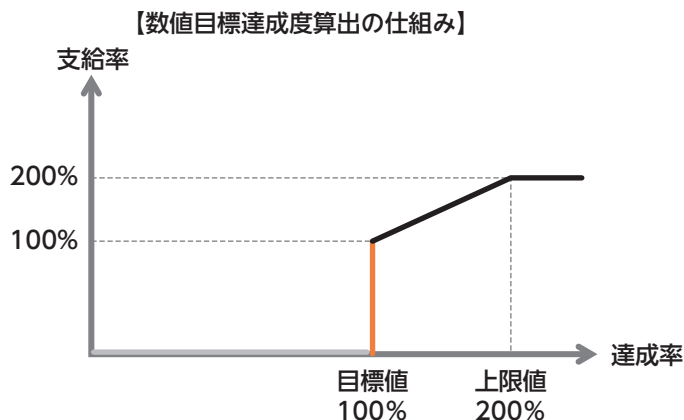
〈ご参考〉 PSU（パフォーマンス・シェア・ユニット）

取締役と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を、2026年6月25日開催予定の当社第130期定時株主総会でご承認をもって導入予定となります。

対象取締役に対し本制度に基づき株式を交付するために支給する金銭報酬債権の総額は、年額250百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分の給与を含まない。）とし、発行または処分される当社の普通株式の総数は年10,000株以内としております。

業績連動型株式報酬として割当てられる当社普通株式は、株式の割当てを受けた対象取締役が当社の取締役会で定める地位を喪失する日までの期間中、譲渡することができないものとします。

本制度は、連続した3事業年度を評価期間として、当社の取締役会においてあらかじめ設定した数値目標に対する達成率等により0%から200%の範囲で変動する支給率に応じて、対象取締役に対し交付する株式数が変動するものです。なお、目標達成率等はT S R（株主総利回り）評価とすることを予定しています。



(ハ) 交付の時期等

2026年度における固定報酬の金銭報酬については、2026年度の開始月より、月額で均等に支給するものとします。また、2025年度の成果に係る業績連動報酬については、2026年6月に支給するものとします。さらに、譲渡制限付株式報酬（R S）については、第130期定時株主総会において選任または再任されることを条件として、その翌月までに支給するものとします。あわせて、業績連動型株式の付与のための報酬（P S U）については、当年度の固定報酬に一定割合を乗じた報酬に相当するポイントを付与し、連続した3事業年度を評価期間として当社の目標達成率に基づいて交付する業績連動型株式を評価期間終了後に支給するものとします。

なお、2026年度の成果に係る業績連動報酬については、2027年6月に支給するものとします。

③ 取締役の報酬等についての株主総会決議に関する事項

- ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額30万円以内）とすることと決議されており、取締役の報酬額には、実質的な限度額の範囲を明確にするために、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬および使用人兼務取締役の使用人分給与を含むこととしております。なお、第123期定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名（うち社外取締役1名）となります。

また、2020年6月29日開催の当社第124期定時株主総会において年額3億円以内（うち社外取締役分年額300万円以内）の枠内で、取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために、年額800万円以内で金銭報酬を支給することとしております。なお、第124期定時株主総会終結時点の取締役の員数は3名（うち社外取締役0名）となります。

- ・ 監査等委員である取締役の報酬については、2019年6月26日開催の当社第123期定時株主総会において年額800万円以内とすることと決議されております。なお、第123期定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名（うち社外取締役2名）となります。

④ 取締役の個人別の報酬等の決定に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本項目において同じ。）の個人別の報酬額は、株主総会において定められた取締役の報酬等総額の範囲内で、独立社外取締役のみで構成される指名・報酬委員会において審議された後、取締役会により決定しております。

取締役会は、当事業年度にかかる取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会からの答申が尊重されていることのみならず、報酬等の内容の決定方法および決議する報酬等の内容が当社の役員報酬の当該決定方針と整合していることを確認しております。

監査等委員である取締役の報酬は、会社法第361条第3項により、株主総会において定められた限度額の範囲内において、監査等委員である取締役の協議により決定されます。

(5) 社外役員に関する事項 (2026年3月31日現在)

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当社または当社の特定関係事業者の業務執行者等との親族関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

(イ) 出席状況

区 分	取締役会 (16回)		監査等委員会 (14回)	
	出席回数(回)	出席率(%)	出席回数(回)	出席率(%)
取締役 (監査等委員) 坂倉 裕司	16	100	14	100
取締役 (監査等委員) 棕野 貴司	16	100	14	100
取締役 西村 美奈子	16	100	4	100
取締役 内藤 宏治	11	100	—	—
取締役 (監査等委員) 馬場 久美子	11	100	10	100

- (注) 1. 取締役西村美奈子は、2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会において監査等委員を退任し、新たに取締役に選任され就任していることから、監査等委員退任までに開催された監査等委員会の回数に対して出席率を算出しております。
2. 取締役内藤宏治は、2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会の回数に対して出席率を算出しております。
3. 監査等委員馬場久美子は、2025年6月25日開催の当社第129期定時株主総会において新たに選任され就任していることから、就任以降に開催された取締役会および監査等委員会の回数に対して出席率を算出しております。

(口) 発言状況および社外取締役期待される役割に関して行った職務の概要

区 分	活動内容
取締役 (監査等委員) 坂倉 裕司	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員として、主に企業経営経験者としての見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、指名・報酬委員会の委員長としても、当事業年度に開催された委員会の全てに出席し、当社の経営に対するモニタリング機能の向上に寄与しております。
取締役 (監査等委員) 棕野 貴司	当事業年度に開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、監査等委員会の委員長として、主にグローバルな企業経営経験に基づく見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。
取締役 西村 美奈子	当事業年度に開催された取締役会および2025年6月25日に監査等委員を退任するまでに開催された監査等委員会の全てに出席し、主に企業経営経験や人材育成・キャリア開発を中心とした見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、当事業年度に開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 内藤 宏治	2025年6月25日の就任以降開催された取締役会の全てに出席し、主に企業経営に関する豊富な経験と高い見識に基づく見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。また、2025年6月25日の就任以降開催された指名・報酬委員会の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取締役 (監査等委員) 馬場 久美子	2025年6月25日の就任以降開催された取締役会および監査等委員会の全てに出席し、主に経営企画、財務・経理等の幅広い経験と実績に基づく見地から積極的に発言され、十分に監督機能を発揮しております。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区 分	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	94,635千円
当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	146,449千円

- (注) 1. 当事業年度は、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が11百万円あります。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、これらの合計額を記載しております。
3. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行った結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第3項の同意をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会社法第340条に定める監査等委員の全員の同意による会計監査人の解任のほか、監査等委員会
が、会計監査人の監査活動の評価手続きを実施し、その評価結果に基づき、会計監査人の解任または不再任に
関する議案を株主総会に提出する必要があると判断した場合には、当該議案の内容を決定いたします。

5 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制について、取締役会において次のとおり決議しております。

(1) 当社およびその子会社から成る企業集団（以下「SWCCグループ」という。）の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 取締役は、SWCCグループの企業倫理の確立、法令および定款の遵守ならびに効率的経営の確保を目的として制定した経営理念、ビジョンおよびSWCCウェイ（行動基準）を記載した小冊子等をSWCCグループの取締役、執行役員および使用人が常時携帯し継続的に活用すること等により、その周知徹底を図る。
- ② 取締役会は、SWCCグループのコンプライアンスおよびリスク管理に関する責任者としてリスクマネジメント担当取締役を任命し、リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なコンプライアンス体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ 取締役会は、リスクマネジメント委員会を設置し、リスクマネジメント担当取締役が委員長を務め、SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等の決定およびコンプライアンス・ホットラインの運営その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、コンプライアンス上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループにおけるコンプライアンス上疑義のある行為等について、SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が直接通報できる手段としてコンプライアンス・ホットラインを設置するとともにSWCCグループ各社の規模や業態等に応じてこれを運営し、その状況を定期的に取締役会に報告する。
- ⑤ 取締役会は、SWCCグループの内部統制に関する内部統制責任者会議を定期的に開催し、SWCCグループ各社の関係部門と連携し、内部統制の実効性を高める施策を実施する。
- ⑥ SWCCグループは、反社会的勢力に対しては組織的に毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは一切の関係をもたず、反社会的勢力による不当要求は拒絶する。

(2) 取締役および執行役員の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役および執行役員は、その職務の執行に係る次に定める文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）その他の重要な情報を、文書管理規程その他の社内規定に基づき、適切に保存し、管理する。

- (イ) 株主総会議事録およびその関連資料
- (ロ) 取締役会議事録およびその関連資料

- (ハ) グループ経営会議議事録およびその関連資料
- (ニ) その他の重要な会議の議事録およびその関連資料
- (ホ) その他の取締役および執行役員の職務の執行に関する重要な文書

(3) SWCCグループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 取締役および執行役員は、SWCCグループリスク管理規程に基づき、経営上の重大なリスクを低減するためのリスクマネジメントを実施する。
- ② リスクマネジメント担当取締役は、SWCCグループの横断的なリスク管理体制の整備ならびに問題点の把握および是正に努める。
- ③ リスクマネジメント委員会は、SWCCグループとして管理すべきリスクの識別、分析、評価および対策（是正および再評価を含む）その他の重要な事項を審議する。リスクマネジメント委員会は、その活動状況を定期的に取締役会に報告するとともに、リスク管理上の重大な懸念を認識した場合には、直ちに取締役会に報告する。
- ④ 取締役会は、重大なリスクが発生した場合は、SWCCグループ緊急事態対策規程に基づき、緊急事態対策本部を設置し、対応する。

(4) SWCCグループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役会規則に基づき、定例取締役会を定期的に開催するほか、必要あるときは、適宜臨時取締役会を開催するものとする。また、SWCCグループの経営に関する重要な事項についても、取締役会において意思決定を行うものとする。
- ② 取締役会は、取締役会規則、SWCCグループ経営管理規程等に定める機関、手続き等に基づき、必要な決定を行う。
- ③ 取締役会は、SWCCグループの経営の基本方針に従って中期経営計画および年度事業計画を立案し、明確な経営目標を設定するものとする。取締役および執行役員は、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会は、その実績管理および改善のための体制の整備を行う。
- ④ 取締役会は、定款および取締役会規則に基づき、SWCCグループの経営に関する重要な事項の一部については、代表取締役および執行役員によって構成されるグループ経営会議の意思決定に委ねるものとする。
- ⑤ 取締役会は、SWCCグループ経営管理規程に基づき、SWCCグループ各社の経営管理を行うとともに、グループ経営会議で審議または決定された事項は適時に報告させるなど、適切なモニタリング体制の整備を行う。

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

- ① 当社は、金融商品取引法に基づき、財務報告の適正性を確保するため、SWCCグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針を制定し、その方針に従って、内部統制に必要な体制を整備・運用し、維持する。
- ② 当社の内部監査部門は、財務報告に係る内部統制システムの有効性について、継続的なモニタリングを実施する。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、同じ）からの独立性およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ① 取締役会は、監査等委員会の監査の実効性・効率性を高めるため、監査等委員会の求めにより、当社の内部監査部門に、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置するものとする。
- ② 取締役会は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人の独立性およびその使用人に対する指示の実効性を確保するため、当該使用人の任命、異動等人事権に係る事項の決定については、事前に人事担当取締役より監査等委員会に報告させるものとし、監査等委員会の承諾を得るものとする。

(7) SWCCグループの取締役、執行役員および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- ① 取締役および執行役員は、次に定める事項を監査等委員会に適宜報告するものとする。ただし、取締役会において決議され、または報告された事項は除くことができる。
 - (イ) 経営会議において報告および承認された事項
 - (ロ) 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - (ハ) 毎月の経営状況として重要な事項
 - (ニ) 内部監査の実施状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - (ホ) 重大な法令違反および定款違反
 - (ヘ) コンプライアンス・ホットラインの通報状況および内容
 - (ト) その他のコンプライアンスに関する重要な事項
- ② 使用人は、上記①の(ロ)および(ホ)に関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとする。
- ③ 取締役会は、SWCCグループ内部通報制度運営規程において、コンプライアンス・ホットラインの通報窓口には常勤監査等委員1名を加えること、および通報者に対しては通報したことを理由として不利な取扱いを行ってはならないことを明らかにするものとする。
- ④ 当社の法務部門および内部監査部門は、監査等委員会に対して、定期的にSWCCグループにおけるコンプライアンスおよび内部監査の状況等を報告しなければならない。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役および執行役員と監査等委員会とは、必要に応じ相互に意見・情報を交換し、また定例の連絡会議を実施することにより連携をとり、監査の実効性・効率性を高める。
- ② 監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会が開催する会議や部会、内部統制責任者会議その他の重要な会議に出席することができる。
- ③ 監査等委員は、取締役の職務の執行に係る文書、社内情報システム上の情報その他の重要な情報を適宜閲覧することができる。
- ④ 監査等委員会は、独自に専門性の高い事項について、弁護士、会計士等に相談し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障される。
- ⑤ 当社は、監査等委員または監査等委員会から職務の執行に係る費用の請求を受けた場合は、これを負担するものとする。

(注) 2026年2月27日開催の取締役会の決議により、SWCCグループ各社における業務の適正を確保するための体制に係る内容を含めて一部改定しておりますが、当該改定後の基本方針の効力発生日は2026年4月1日であることから、上記の基本方針は当該改定がなされる前の内容を記載しております。

6 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンスについて

SWCCグループのコンプライアンスに関する啓蒙・教育計画、実行計画等については、半期ごとに開催されるリスクマネジメント委員会において決定および実行されており、リスクマネジメント委員会の活動状況等については、取締役会に報告しております。また、SWCCグループ内部通報制度運営規程に基づきコンプライアンス・ホットラインを設置しており、通報の実績等についても、取締役会に報告しております。

(2) リスク管理について

SWCCグループリスク管理規程に基づき、リスクマネジメント委員会においてSWCCグループのリスク管理の状況把握や管理体制の整備等について審議しており、リスク管理の状況等については、取締役会に報告しております。

(3) 子会社の経営管理について

S W C Cグループ経営管理規程に基づき、グループ経営に関する重要な事項については、グループ経営会議での審議を経た上で、取締役会において決議しております。また、S W C Cグループ事業性評価規程に基づき、事業の継続または撤退に関する基準および手続きを明確にすることで、経営資源の効率的な活用を図っております。

(4) 財務報告に係る内部統制について

当社の内部監査部門が、S W C Cグループにおける財務報告に係る内部統制の基本方針に基づきグループ各社に対して監査を実施し、財務報告に係る内部統制に必要な体制の整備、運用に不備がないことを確認しております。また、監査結果については、内部統制責任者会議、監査等委員会および取締役会に対して定期的に報告されております。

(5) 取締役の職務執行について

定例および臨時を合わせて当事業年度16回の取締役会が開催されており、代表取締役および業務執行取締役は、各自の業務執行の状況について取締役会に報告しております。

(6) 監査等委員の職務執行について

監査等委員は、取締役会のほか、グループ経営会議、リスクマネジメント委員会、サステナビリティ委員会その他の重要な会議に出席しております。また、監査の実効性、効率性を高めるため、代表取締役との間で当事業年度4回の意見交換の場を設けております。執行役員から所管業務に関する報告を当事業年度19回受けております。その他グループ会社の監査役等との情報共有を目的として、グループ監査役連絡会を当事業年度1回開催しております。

7 株式会社の支配に関する基本方針

当社においては、会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(注) 本事業報告中の記載金額および株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	106,409
現金及び預金	10,764
受取手形	650
電子記録債権	7,017
売掛金	47,310
契約資産	2,897
商品及び製品	14,230
仕掛品	12,067
原材料及び貯蔵品	7,997
その他	3,493
貸倒引当金	△19
固定資産	100,469
有形固定資産	54,622
建物及び構築物	17,661
機械装置及び運搬具	12,836
工具、器具及び備品	1,951
土地	20,795
その他	1,378
無形固定資産	30,254
顧客関連資産	15,199
技術資産	5,013
のれん	7,161
その他	2,880
投資その他の資産	15,592
投資有価証券	5,298
退職給付に係る資産	8,381
繰延税金資産	431
その他	2,737
貸倒引当金	△1,256
資産合計	206,878

科目	金額
負債の部	
流動負債	71,091
支払手形及び買掛金	25,076
電子記録債務	4,101
短期借入金	23,000
未払金	6,317
未払法人税等	4,108
契約負債	394
役員賞与引当金	67
その他	8,025
固定負債	29,774
長期借入金	16,484
繰延税金負債	6,864
再評価に係る繰延税金負債	3,604
役員退職慰労引当金	10
退職給付に係る負債	1,768
その他	1,041
負債合計	100,865
純資産の部	
株主資本	84,791
資本金	24,221
資本剰余金	6,748
利益剰余金	55,700
自己株式	△1,878
その他の包括利益累計額	13,603
その他有価証券評価差額金	910
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	5,243
為替換算調整勘定	3,840
退職給付に係る調整累計額	3,607
非支配株主持分	7,617
純資産合計	106,012
負債及び純資産合計	206,878

連結損益計算書(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日) (単位:百万円)

科目	金額	
売上高		277,736
売上原価		227,113
売上総利益		50,622
販売費及び一般管理費		23,302
営業利益		27,320
営業外収益		
受取利息	43	
受取配当金	142	
固定資産売却益	307	
貸倒引当金戻入額	637	
雑収入	467	1,598
営業外費用		
支払利息	642	
為替差損	55	
デリバティブ決済損	331	
資金調達費用	297	
固定資産廃却損	367	
持分法投資損失	467	
雑損失	627	2,788
経常利益		26,130
特別利益		
投資有価証券売却益	2,105	
関係会社清算益	748	
関係会社株式売却益	11	
関係会社出資金売却益	239	3,105
特別損失		
減損損失	526	
事業構造改善費用	5	
投資有価証券売却損	0	531
税金等調整前当期純利益		28,703
法人税、住民税及び事業税	9,087	
法人税等調整額	△551	8,535
当期純利益		20,168
非支配株主に帰属する当期純利益		1,327
親会社株主に帰属する当期純利益		18,840

連結株主資本等変動計算書(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	24,221	6,234	42,088	△1,972	70,571
暫定的な会計処理の確定による影響額					—
会計方針の変更による累積的影響額					—
暫定的な会計処理の確定及び会計方針の変更を反映した当期首残高	24,221	6,234	42,088	△1,972	70,571
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			18,840		18,840
剰余金の配当			△5,228		△5,228
自己株式の取得				△5	△5
自己株式の処分		140		99	239
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		373			373
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					—
連結会計年度中の変動額合計	—	513	13,612	93	14,219
当期末残高	24,221	6,748	55,700	△1,878	84,791

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額						非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	720	—	5,243	4,790	2,333	13,087	1,959	85,618
暫定的な会計処理の確定による影響額						—	6,511	6,511
会計方針の変更による累積的影響額	54					54		54
暫定的な会計処理の確定及び会計方針の変更を反映した当期首残高	774	—	5,243	4,790	2,333	13,142	8,470	92,184
連結会計年度中の変動額								
親会社株主に帰属する当期純利益								18,840
剰余金の配当								△5,228
自己株式の取得								△5
自己株式の処分								239
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動								373
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	136	0	—	△949	1,273	461	△853	△391
連結会計年度中の変動額合計	136	0	—	△949	1,273	461	△853	13,828
当期末残高	910	0	5,243	3,840	3,607	13,603	7,617	106,012

計算書類

貸借対照表 (2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	65,254
現金及び預金	5,717
電子記録債権	2,568
売掛金	25,122
契約資産	1,872
未収入金	5,087
製品	2,482
仕掛品	7,562
原材料及び貯蔵品	3,043
短期貸付金	11,527
その他	271
貸倒引当金	△3
固定資産	67,525
有形固定資産	35,133
建物	9,092
構築物	1,341
機械及び装置	5,745
車両運搬具	54
工具、器具及び備品	998
土地	17,023
リース資産	360
建設仮勘定	516
無形固定資産	2,115
ソフトウェア	711
施設利用権	190
その他	1,213
投資その他の資産	30,276
投資有価証券	1,961
関係会社株式	21,236
関係会社出資金	2,572
関係会社長期貸付金	3,197
前払年金費用	2,517
繰延税金資産	1,042
その他	1,682
貸倒引当金	△3,934
資産合計	132,779

科目	金額
負債の部	
流動負債	52,107
支払手形	81
買掛金	17,281
短期借入金	18,515
リース債務	134
未払金	4,449
未払費用	3,119
未払法人税等	1,634
預り金	5,821
役員賞与引当金	42
その他	1,026
固定負債	8,058
長期借入金	3,733
退職給付引当金	1
再評価に係る繰延税金負債	3,604
リース債務	320
資産除去債務	134
その他	263
負債合計	60,166
純資産の部	
株主資本	66,874
資本金	24,221
資本剰余金	6,058
その他資本剰余金	6,058
利益剰余金	38,473
利益準備金	1,407
その他利益剰余金	37,065
繰越利益剰余金	37,065
自己株式	△1,878
評価・換算差額等	5,738
その他有価証券評価差額金	494
繰延ヘッジ損益	0
土地再評価差額金	5,243
純資産合計	72,613
負債及び純資産合計	132,779

損益計算書(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高	167,824	
売上原価	145,786	
売上総利益	22,037	
販売費及び一般管理費	9,169	
営業利益	12,868	
営業外収益		
受取利息	116	
受取配当金	5,717	
雑収入	488	6,322
営業外費用		
支払利息	355	
雑損失	571	927
経常利益	18,263	
特別利益		
投資有価証券売却益	2,028	
関係会社清算益	605	
関係会社株式売却益	36	2,670
特別損失		
減損損失	443	
事業構造改善費用	5	449
税引前当期純利益	20,484	
法人税、住民税及び事業税	4,559	
法人税等調整額	△277	4,281
当期純利益	16,203	

株主資本等変動計算書(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益準備金	利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	24,221	5,917	5,917	885	26,614	27,499	△1,972	55,666
会計方針の変更による累積的影響額			-			-		-
会計方針の変更を反映した当期首残高	24,221	5,917	5,917	885	26,614	27,499	△1,972	55,666
当期変動額								
剰余金の配当					△5,228	△5,228		△5,228
剰余金の配当に伴う利益準備金の積立				522	△522	-		-
当期純利益					16,203	16,203		16,203
自己株式の取得							△5	△5
自己株式の処分		140	140				99	239
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								-
当期変動額合計	-	140	140	522	10,451	10,974	93	11,208
当期末残高	24,221	6,058	6,058	1,407	37,065	38,473	△1,878	66,874

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	548	－	5,243	5,792	61,458
会計方針の変更 による累積的影響額	54			54	54
会計方針の変更を 反映した当期首残 高	602	－	5,243	5,846	61,512
当期変動額					
剰余金の配当					△5,228
剰余金の配当に 伴う利益準備金 の積立て					－
当期純利益					16,203
自己株式の取得					△5
自己株式の処分					239
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△108	0	－	△108	△108
当期変動額合計	△108	0	－	△108	11,100
当期末残高	494	0	5,243	5,738	72,613

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

S W C C株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶尾拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、S W C C株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、S W C C株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2026年5月21日

SWCC株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 井上秀之
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 梶尾拓郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、SWCC株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第130期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第130期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役、執行役員および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査方針、監査計画、職務の分担等に従い、内部監査部門その他の関係部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月21日

SWCC株式会社 監査等委員会
監査等委員 坂倉裕司 ㊞
監査等委員 椋野貴司 ㊞
監査等委員 馬場久美子 ㊞
監査等委員 (常勤) 山口 太 ㊞

(注) 監査等委員坂倉裕司、椋野貴司および馬場久美子は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

川崎日航ホテル 12階 鳳凰の間

神奈川県川崎市川崎区日進町1番地

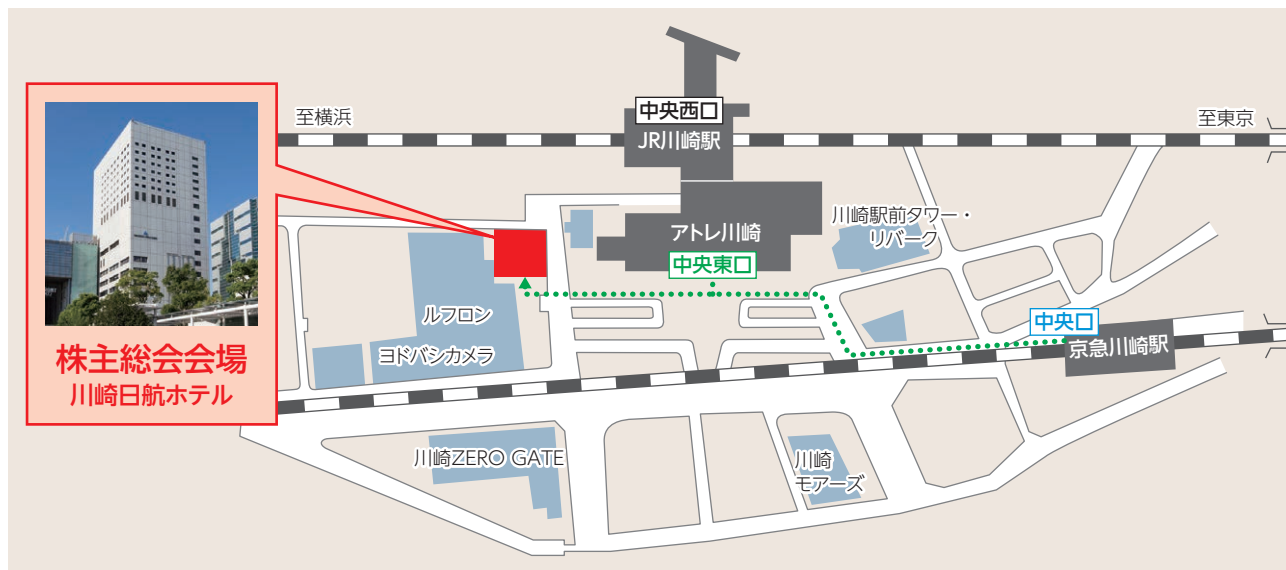
TEL 044-244-5941 (ホテル代表番号)

交通

■ JR 川崎駅 — 中央東口より徒歩1分

■ 京急 京急川崎駅 — 中央口より徒歩5分

※当日、駐車場のご用意がございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。



… バリアフリー推奨ルート

- 株主総会へご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。
- 本株主総会では、インターネットによるライブ配信は予定しておりません。
- 株主総会会場には、車いす専用スペース（優先席）を準備しておりますので、必要な株主様はご遠慮なくスタッフまでお声がけください。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。